

## 食品安全情報（化学物質） No. 10/ 2022 (2022. 05. 11)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

### <注目記事>

#### **【FDA】 FDA は食品中の有害元素への暴露をさらに低減するためにジュース中の鉛を制限する**

米国食品医薬品局（FDA）は、子供における食品中の有害元素（鉛、ヒ素、カドミウム、水銀）への暴露を減らすための科学に基づいたアプローチ「よりゼロに近づける（Closer to Zero）」行動計画の一環として、果物ジュース中の鉛に関するアクションレベルを示す事業者向けガイダンス案を発表した。このガイダンス案へのコメントを 60 日間受け付けており、その後、最終化された場合には、ジュース HACCP ガイダンスに記された現行基準の 50 ppb に取って代わる。FDA は、事業者が現行適正製造基準（CGMP）の範囲内で鉛を最小限にするための措置を講じれば達成可能な値であると考えている。

<鉛のアクションレベル案>

- ・濃縮していない（そのまま飲める）リンゴジュース：10 ppb
- ・その他の濃縮していないジュース及びブレンドジュース（リンゴジュースを混合したものも含む）：20 ppb

\*ポイント： FDA のよりゼロに近づける行動計画に関連した最初の具体的なリスク管理の提案です。対象の 4 つの有害元素のうち鉛にはすでに暫定参照値（interim reference levels: IRLs）が設定されていたため、他の有害元素よりも先に、子供による消費量の多い製品を対象にしたアクションレベルが提案されました。今後、他の有害元素についても段階的にアクションレベルの設定に向けた取組が行われる予定です。また、今回 FDA が提案しているアクションレベルは国際規格である Codex の最大基準値よりも低い値が採用されていますが、米国内で流通する国産・輸入品のデータに基づき設定したためと説明しています。

#### **【FDA】 FDA は CBD 及びデルタ 8 THC 製品を違法に販売している企業に対して警告文書を発行する**

FDA は、連邦食品・医薬品・化粧品法（FD&C 法）に違反するとして、デルタ-8 テトラヒドロカンナビノール（デルタ-8 THC）を含むと表示した製品を販売した 5 社に警告文書を発行した。今回の措置は、FDA がデルタ-8 THC を含む製品に対して警告文書を発した初めての事例である。デルタ-8 THC は向精神作用と中毒作用を持ち、消費者にとって危険である可能性がある。デルタ-8-THC を高濃度に含む製品は、キャンディ、クッキー、朝食用シリアル、チョコレート、グミ、ベイクカートリッジ（カート）、チンキ、煎じた飲料など、それ以外にも様々な形態で販売されている。

\*ポイント： 米国では 2020 年末頃からデルタ-8 THC 製品による有害事象の報告が増加しており問題になっていました。子供が興味を持つような包装の製品もあることから子供の被害も多数報告されています。デルタ-8 THC は大麻植物に天然に含まれる成分ですが、量が少ないことからカンナビジオール（CBD）から人工的に製造されるのが一般的です。そのため FDA は、デルタ-8 THC そのものによる作用だけでなく、その製造方法、使用される化学物質や副生成物が不明なことから、それらによる健康への有害性についても懸念しているようです。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【WHO】](#)

1. WHO はショッキングな規模の搾取的乳児用調製乳マーケティングを明らかにする

### [【FAO】](#)

1. Codex

### [【EC】](#)

1. バイオテクノロジーの新しい技術
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. ミツバチの飼料中のヒドロキシメチルフルフラール(HMF)の存在に関連する動物の健康リスクの評価
2. 募集：EFSA の科学的ガイダンス文書に関する教育資料を開発するパートナー
3. 栄養プロファイリング—EU の農場から食卓まで戦略のための科学的助言
4. OBEMIRISK—ビスフェノールの腸内微生物叢へのリスクとその肥満型への役割について評価するための知識のプラットフォーム：バイオマーカーを探す
5. 農薬関連
6. 食品添加物関連
7. 飼料添加物関連
8. 食品酵素関連

### [【FSA】](#)

1. 更新：FSA は CBD 製品の公開リストへの追加を最終募集する
2. 更新：FSA は完全精製油が原材料の代替品として使用が増える可能性があるとして、消費者向けガイダンスを提供する
3. リコール情報

### [【DEFRA】](#)

1. 残留性有機汚染物質として提案される物質の評価案

### [【COT】](#)

1. 2022年3月29日の会合の議事録案
2. 2022年5月10日の会合

### [【ASA】](#)

1. ASA 詐欺広告警報システム：数とトレンドの更新

### [【BfR】](#)

1. 試される電子タバコ
2. ミネラル、スプリング、テーブルウォーターと家庭の飲料水の衛生的取り扱い

### [【FDA】](#)

1. どこでもボトル入り飲料水：安全性の確保
2. FDA は特定の NAC 製品の執行裁量に関するガイダンス案を発表する
3. FDA は食品中の有害元素への暴露をさらに低減するためにジュース中の鉛を制限する
4. FDA は若者の喫煙開始を予防し、タバコに関連する疾病と死亡を大幅に減少させるため、メントール入り紙巻きタバコと風味付き紙巻きタバコの禁止規則を提案する
5. FDA は第三者認証計画：質問と回答：業界向けガイダンス案を発表する
6. FDA の小売食品プログラム基準の自己評価及び検証監査ワークショップ
7. FDA は CBD 及びデルタ 8 THC 製品を違法に販売している企業に対して警告文書を発行する
8. リコール情報

### [【EPA】](#)

1. EPA は PFAS 戦略ロードマップで3つの水関連約束を果たす

#### 【USDA】

1. CNMI の子供たちは朝食にスムージーを楽しむことで果物摂取を増やす
2. ニンジンとタマネギの栄養を強化する

#### 【FSANZ】

1. 食品基準通知
2. 食品基準ニュース

#### 【APVMA】

1. プロシミドンの規制決定案

#### 【香港政府ニュース】

1. 違反情報

#### 【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 国民の健康を守る「食品衛生法」還暦迎える
3. 健康をプレゼントする、ナトリウム・糖類減らしたおいしいレシピ提案
4. COVID-19 予防・治療広告、食品・医薬品オンライン購入してはいけません！
5. 「鹿胎盤幹細胞」関連、オンライン違法行為の点検結果
6. 輸入農産物使用農薬のリスク評価安全情報を公開
7. ニコチン酸の過剰摂取予防のために使用対象を制限
8. 食薬処次長、子供嗜好食品の品質認証拡大のためにコミュニケーション強化

#### 【SFA】

1. ライセンス前検査：テクノロジーでビジネスを加速する

#### 【HSA】

1. HSA 警告：「AK-II Phenomenal King」と「Premium Pro S Flash」に高濃度の強力な医薬品成分が検出された

#### 【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から 15 件
- ・ ProMED-mail 1 件

---

#### ● 世界保健機関（WHO：World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

##### 1. WHO はショッキングな規模の搾取的乳児用調製乳マーケティングを明らかにする

WHO reveals shocking extent of exploitative formula milk marketing

28 April 2022

<https://www.who.int/news/item/28-04-2022-who-reveals-shocking-extent-of-exploitative-formula-milk-marketing>

550 億ドル乳児用ミルク業界の採用している搾取的マーケティングを詳細に記したシリーズ 2 番目の報告書は、両親、特に母親がオンラインで狡猾に標的にされていることを示す。

乳児用ミルク企業はソーシャルメディアプラットフォームとインフルエンサーにお金を払って妊娠女性や母親に直接アクセスしている。新しい WHO の報告書は、新しい家族に彼らの子供たちに何を与えるかの決定に影響を与えるための、デジタルマーケティング技

術を概説している。

\* 報告書

母乳代用品の宣伝のためのデジタルマーケティング戦略の対象と影響

Scope and impact of digital marketing strategies for promoting breastmilk substitutes

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240046085>

\* 関連記事

【WHO】 半分以上の両親と妊娠女性が強引な乳児用調製乳マーケティングに晒されている

食品安全情報（化学物質） No. 5/ 2022（2022. 03. 02）

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202205c.pdf>

---

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. Codex

● 生鮮果実・野菜部会（CCFFV）が国際貿易の調和を促進

Codex committee on fresh fruits and vegetables facilitates harmonization of international trade

25/04/2022

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1506370/>

第 22 回 CCFFV 会合が、2022 年 4 月 25 日から 5 月 4 日までバーチャルで開催されている。メキシコ経済省標準局局長の Alfonso Guati-Rojo Sánchez 博士が議長を務め、200 名以上が参加して部会が開会した。CCFFV は 34 年間で 42 の国際規格を策定している。

\* CCFFV22

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCFFV&session=22>

● 世界獣医の日 / Codex への獣医師による必要な貢献を認識する

World Veterinary Day / recognizing the essential contributions of veterinarians to Codex  
30/04/2022

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1506973/>

— 残留動物用医薬品部会（CCRVDF）の議長を務める米国 FDA の Brandi Robinson 氏が語る —

獣医師は、動物用飼料の他、飼料中の汚染物質、食品中の残留動物用医薬品、薬剤耐性といった多くの課題に関する実施規範やガイドライン、基準値の策定に貢献してきた。その経験により、獣医師は、CCRVDF が現在行っている食品中の残留動物用医薬品の基準値策定作業には不可欠である。これらの基準値は、治療した動物に由来する食品の安全性を確保することで消費者保護に役立っている。獣医師は、動物用医薬品による動物の健康と、さらには公衆衛生への影響を理解できる最適な存在である。彼らの経験が、CCRVDF が策定した基準値が世界の公衆衛生上のニーズに適したものとなるのに役立つ。Codex、特に CCRVDF は、食品安全の基準値を策定する上で、獣医師の動物用医薬品の使用経験を頼りにしている。

---

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[https://ec.europa.eu/food/safety\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety_en)

1. バイオテクノロジーの新しい技術

New techniques in biotechnology

[https://ec.europa.eu/food/plants/genetically-modified-organisms/new-techniques-biotechnology\\_en](https://ec.europa.eu/food/plants/genetically-modified-organisms/new-techniques-biotechnology_en)

標的化突然変異誘発とシスジェネシスにより得られた植物についての意見募集。2022年7月22日まで。

● 詳細情報 : Farm to Fork Strategy:Public consultation on new genomic techniques

[https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-04/sc\\_modif-genet\\_pub-cons-factsheet.pdf](https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-04/sc_modif-genet_pub-cons-factsheet.pdf)

欧州委員会 保健・食品安全総局長 Stella Kyriakides 氏によるコメント : 「新しいゲノム技術で得られた植物は、より回復性のある持続可能な農業食料システムの構築に役立つ可能性がある。我々はこれからも、環境と消費者の安全を第一に考え、行動する。」

- 新しいゲノム技術 (NGT) とは何か?
- なぜ EU が行動を起こすべきなのか?
- 何についての意見募集か?
- 今後の予定

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

24/04/2022~07/05/2022 の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

チェコ共和国産ポーランド経由飼料用モロコシ穀物の種子のブタクサの種子高含有、産出国不明ヘラからの一級芳香族アミンの溶出、産出国不明調理用スプーンからの一級芳香族アミンの溶出、スペイン産メカジキの水銀、フランス産フードサプリメントの製造に使用した竹抽出物のエチレンオキシド、トルコ産冷凍パセリのクロルピリホス、オランダ産ゴマ種子のエチレンオキシド、トルコ産スイカのイミダクロプリド及びブロモプロピレート、エジプト産マジョラムのクロルピリホス及びメソミル、イタリア産ハーブ粒子のアロイン、インド産有機白キヌアの2-クロロエタノール、アルゼンチン産イェルバ・マテ茶のアントラキノン、スペイン産有機パプリカ粉末のベンゾ(a)ピレン及び多環芳香族炭化水素 (PAH)、ガーナ産パーム油の未承認着色料スーダンレッドIV、フランス産フードサプリメント (cledist antioxydant)のエチレンオキシド、フランス産キルシュのカルバミン酸エチル、中国産ナイロン製サービング用穴あきヘラからの一級芳香族アミンの溶出、オーストリア産セイボリーのトロパンアルカロイド高含有、中国産スペイン経由台所用ヘラ(FCM)からの一級芳香族アミンの溶出、オランダ産フードサプリメントの未承認物質シルデナフィル類似物、など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

ラオス産バジルのブプロフェジン及びクロルピリホス-エチル、トルコ産生鮮レッドグレープフルーツのクロルピリホス及びクロルピリホス-メチル、ロシア産パプリカ粉末の未承認着色料スーダンII・スーダンIII及びスーダンレッドG、ベトナム産冷凍レッドチリのペルメトリン・クロルフェナピル・クロルピリホス-エチル及びカドミウム、レバノン産ラップフィルムのアジピン酸ジエチルヘキシル(DEHA)の溶出、ウガンダ産グリーンチリのカルベンダジム、スリランカ産マグロの切り身 A-刺身のヒスタミン、ルーマニア産馬肉のカドミウム、コートジボアール産マンゴーのクロルピリホス、ルーマニア産馬の内臓のカドミウム、ケニア産生鮮チリのメタミドホス及びアセフェート、ポーランド産パセリのカドミウム、トルコ産生鮮レモンのフェンバレレート及びクロルピリホス-メチル、スペイン産マリネしたマグロフィレの水銀、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産ペッパーカピアのフロニカミド、トルコ産クミンのピロリジジンアルカロイド、ウガンダ産チリペッパーのフェンバレレート、スリランカ産ツルノゲイトウのノバルロン、トルコ産生鮮ペッパーのフロニカミド、ウガンダ産チリペッパーのジメトエート及びオメトエート、インド産米のトリシクラゾール及びチアメトキサム、中国産茶のジノテフラン及びアセタミプリド、ベトナム産ドラゴンフルーツのジチオカルバメート、中国産メラミン皿のホルムアルデヒドとメラミンの溶出、ケニア産豆のアセフェート及びメタミドホス、トル

コ産生鮮ペッパーのアセタミプリド及びクロルピリホス-メチル、エクアドル産バナナのイマザリル(複数あり)、インド産フェヌグリークの葉のクロルピリホス、ボスニア・ヘルツェゴビナ産ビスケットのアクリルアミド高含有、エクアドル産バナナのイマザリル(複数あり)、バングラデシュ産マスタードオイルのエルカ酸高含有、タイ産バラとイチゴ風味飲料の添加物エリスロシン(E127)の未承認使用、インド産米のクロルピリホス、トルコ産レモンのクロルピリホス-メチル(複数あり)、トルコ産生鮮ペッパーのフロニカミド、トルコ産生鮮ペッパーのアセタミプリド(複数あり)、ウクライナ産精製ヒマワリ油のベンゾ(a)ピレン及びPAHs、インドネシア産シロカジキの水銀、ケニア産豆のメタミドホス・アセフェート及びヘキサコナゾール(複数あり)、エジプト産オレンジのクロルピリホス、ウガンダ産ペッパーのカルベンダジム・アセタミプリド・シペルメトリン及びラムダ-シハロトリン、インド産モリンガのメタミドホス及びペルメトリン、トルコ産乾燥オレガノのピロリジジンアルカロイド、など。

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

<http://www.efsa.europa.eu/>

1. ミツバチの飼料中のヒドロキシメチルフルフラール(HMF)の存在に関連する動物の健康リスクの評価

Evaluation of the risks for animal health related to the presence of hydroxymethylfurfural (HMF) in feed for honey bees

EFSA Journal 2022;20(4):7227 20 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7227>

(科学的意見)

欧州委員会は EFSA に、ミツバチ飼料中のヒドロキシメチルフルフラール(HMF)の存在に関連する動物の健康リスクを評価するよう求めた。HMF は特定の糖類の分解生成物で、ミツバチの飼料中に存在する可能性がある。HMF は、ミツバチへの急性毒性は低い、慢性暴露により死亡率が上がる原因となる。20日間試験で観察された死亡率から10%ベンチマーク用量下限値 (BMDL<sub>10</sub>) 1.16 µg HMF/ミツバチ/日が算出され、毒性データがない又は十分入手できない、幼虫、雄バチ、女王バチの死亡率も含めた基準点 (reference point) として設定された。冬のミツバチは夏のミツバチより寿命が遙かに長く、HMF は明確な時間強化毒性(TRT) (累積毒性) の特性を示している。そのため、50、90、180日間の暴露期間への外挿に基づき、追加の基準点間隔 0.21–3.1、0.091–1.1、0.019–0.35 µg HMF/ミツバチ/日がそれぞれ算出された。EU加盟国と88の企業から、全部で219のミツバチ飼料中のHMF濃度の分析データが入手できた。働きバチと幼虫の推定暴露量はそれぞれ 0.1-0.48、0.1-0.51 µg HMF/ミツバチ/日だった。これらは BMDL<sub>10</sub>である 1.16 µg HMF/ミツバチ/日

をかなり下回るため、懸念は確認されなかった。だが、TRT を考慮すると、暴露量が設定した基準点間隔未満である可能性は、暴露期間に応じて極めて低い (unlikely) からほぼ確実 (almost) と評価された。ミツバチが HMF で汚染された飼料に数ヶ月間暴露される場合には、ミツバチの健康の懸念が確認された。

## 2. 募集：EFSA の科学的ガイダンス文書に関する教育資料を開発するパートナー

Wanted: Partners to develop training materials on EFSA's scientific guidance documents

22 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/wanted-partners-develop-training-materials-efsa-scientific-guidance-documents>

EFSA は EFSA の権限内の科学的テーマについての教育コースを開発・提供することのできる団体を探している。

食品安全性リスク評価及び/又は教育開発分野の科学者、指導者及び他の専門家達の申込みを募集している。落札者は EFSA の科学コミュニティの知見や専門知識を向上し、EFSA のガイダンス文書や方法論の実践を促進するのに役立つ。

近年、EFSA は欧州の食品及び動物の飼料のリスク評価に大きな進歩をもたらした、いくつかの科学的ガイダンス文書と方法論を開発・改訂した。

興味がある方は、EU の電子入札ウェブサイト上に詳細あり。

## 3. 栄養プロファイリング—EU の農場から食卓まで戦略のための科学的助言

Nutrient profiling – scientific advice for EU Farm to Fork initiative

19 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/nutrient-profiling-scientific-advice-eu-farm-fork-initiative>

欧州では、エネルギー、飽和脂肪酸、ナトリウム、添加糖/遊離糖の摂取が多すぎるため、それらを減らすことが不健康な食事に関連する慢性疾患を防ぐのに役立つ。一方、ほとんどの欧州の成人集団で食物繊維とカリウムの摂取量が少なすぎるため、それらを増やすことは健康増進に寄与することにもなる。

これらは、本日発表された栄養プロファイリングに関連する EFSA の科学的助言の主な知見である。EFSA の栄養の専門家は、欧州人にとって公衆衛生上重要な栄養素と非栄養素食品成分、欧州人の食事に重要な役割を果たす食品グループ、栄養プロファイリングのための栄養素の選択を支援する科学的基準を特定した。

欧州委員会は包装前面の栄養表示のための将来の EU 全域システムの開発や、食品の栄養及び健康強調表示の制限条件の双方に情報提供するために、EFSA の科学的助言を要請した。重要なのは、EFSA はこれらの目的のために特定の栄養プロファイリングモデルの評価や提案をしなかったことである。(意見の詳細は以下の FAQs を参照)

[パブリックコメント募集に多くの参加](#)



EFSAは2021年11月から2022年1月まで意見案へのパブリックコメントを募集した。21カ国の83の団体と個人から529のコメントが寄せられた。

EFSAの栄養及び食品改革ユニット長であるAna Afonso氏は、「フィードバックを提供してくれた全ての方に感謝する。私達は全てのコメントを調べ、全ての質問を検討した。あなた方の意見は私達の評価の範囲を明確にし、EFSAの権限外の要因と科学的貢献の境界をより正確にするのに役立った。」と述べた。

栄養分野におけるEFSAの役割や責任について誤解を示すコメントもあった。これらの問題には以下のFAQで対応している。

#### 次に何が起こる？

農場から食卓まで戦略の一環として、欧州委員会は2022年末に消費者に食品情報規定に関する既存の法律の改定を提案するつもりである。委員会が集めた他の根拠と共に、EFSAの科学的意見を委員会の提案に情報提供する。委員会のウェブサイトで利用できるようになると、今後の更新をたどることができる。

- **統一された包装前面栄養義務表示開発のための栄養プロファイリングや、食品への栄養及び健康強調表示を制限するための栄養プロファイル設定に関連する科学的助言**

Scientific advice related to nutrient profiling for the development of harmonised mandatory front-of-pack nutrition labelling and the setting of nutrient profiles for restricting nutrition and health claims on foods

EFSA Journal 2022;20(4):7259 19 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7259>

(科学的意見)

- **FAQ**

1. **栄養プロファイリングのための栄養素の選択を指導するのにどの科学的基準を使うべきか？**

栄養素の選択は、主に公衆衛生上の重要性により、すなわち過剰摂取又は摂取不足が健康への悪影響に関連する時に、推進する必要がある。だが、それらが公衆衛生上重要な他の栄養素の指標である、あるいは同じ食品カテゴリーの特定の食品の摂取を優先するためなど、他の理由が含まれる場合もある。

後者の例では、リスク管理者が食品の助言に従って脂肪の多い魚の摂取を奨励するために、栄養プロファイリングモデルに一部のオメガ3脂肪酸を含むことを決定してもよい、と私達の意見で指摘している。リスク管理者らは、たとえこれらの脂肪酸の摂取に関するデータが、十分な量が摂取されているかどうか結論するには不十分であったとしても、それを選択する可能性がある。

2. **栄養プロファイリングモデルでどの栄養素を検討する可能性があるか？**

栄養プロファイリングモデルで検討される可能性があるのは：

- ・ 飽和脂肪酸、ナトリウム、添加糖/遊離糖の摂取量は、ほとんどの欧州の集団で食事推奨量を超えており、過剰摂取は健康への悪影響に関連する。
- ・ 欧州の過体重と肥満の高い有病率を考えると、エネルギー摂取量を減らすことは欧州の集団にとって公衆衛生上重要である。
- ・ 食物繊維とカリウムの摂取量はほとんどの欧州の成人集団で不足しており、不適切な摂取量が健康の悪影響に関連している。
- ・ 鉄、カルシウム、ビタミン D、葉酸、ヨウ素の摂取量は、特定の亜集団で不適切である。これらの栄養素の食事摂取量の増加が必要量を満たすには十分でないのに対して、いくつかの食品/食品グループはその摂取に重要な貢献をしている。通常は国の政策及び/又は個別助言で対処されている。

### 3. 欧州人の食事に寄与する主な食品グループはなにか？

様々な食品グループの食事の役割や相対的な寄与は、食習慣や伝統により欧州各国で異なる。

加盟各国の食品ベースの食事ガイドラインで認められているように、デンプン質の食品(主に穀物とジャガイモ)、果実・野菜、豆類、乳及び乳製品、肉及び肉製品、魚貝類、ナッツ類及び種子類、ノンアルコール飲料が含まれる。

### 4. どの食品グループが国家レベルで推奨されるか？

国のガイドラインでは、全粒穀物、果実・野菜、ナッツ類及び種子類、低脂肪乳及び乳製品、魚、並びに水の摂取を推奨している。食品加工により飽和脂肪酸、糖類及び/又はナトリウムの多い食品は、これらの食品カテゴリーに入っているとしても、一般的には推奨されない。

国のガイドラインも、肉の一部(特に赤肉や加工肉)の代わりに豆類の定期的な摂取や、飽和脂肪酸の多い油(パーム油、ココナッツオイル、バター、他の動物性脂肪)の代わりに一価不飽和及び多価不飽和脂肪酸の豊富な植物油(オリーブ、ヒマワリ、トウモロコシ、ナタネ油など)の摂取を奨励している。

### 5. EFSA は、包装前面表示及び食品の栄養及び健康強調表示の制限のために栄養プロファイルを設定するよう求められたか？なぜ EFSA は、栄養プロファイルはどのように設定されるべきかについて完全な助言を提供しないのか？

欧州委員会が、リスク管理者として、これら 2 つの異なる目的のために使用する栄養プロファイリングモデルを提案することになる。これは EFSA への付託事項ではない。

EFSA の科学的専門家は、栄養プロファイリングモデルを両方の目的で使用する場合でも、同じ科学的検討を基に設定することができるかと述べた。だが、それぞれの目的に同じモデルを使用するか、異なるモデルを使用するかは、リスク管理者の選択である。

欧州委員会は特定の側面だけに科学的助言を要請した：欧州人集団の公衆衛生に重要な栄養素と非栄養素成分の同定(エネルギー、食物繊維など)、欧州人の食事に重要な役割を果たす食品グループ、栄養プロファイリングモデルのための栄養素と非栄養素食品成分の選択を指導できる基準、である。

EFSA は次のことは依頼されていない：食品全体及び/又は食品カテゴリーに栄養プロフ

ファイルを設定する必要があるかどうか; プロファイルの計算方法について(閾値 vs 採点法); 栄養プロファイルの基準量/基準の選択について(すなわち、その製品のエネルギー、重量、容量単位ごと vs 1 食分ごと); 栄養プロファイリングモデルの実行可能性とテストについて。これらの側面は、栄養及び健康強調表示のある食品の栄養プロファイルの設定に関連して 2008 年に EFSA が対処したが、2022 年には対象外となった。

#### \* 追加情報

この科学的助言の範囲の背景や、私達の栄養の役割に関連する質問への答えについての詳細は、より詳しい FAQs を参照のこと :

- 統一された食品の包装前面表示と健康強調表示の制限のための栄養プロファイリングに関する EFSA の科学的助言についての FAQs(英語のみ)

FAQs on EFSA's scientific advice related to nutrient profiling for harmonised front-of-pack labelling and restriction of claims on foods (English only)

<https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/topic/faq-nutrient-profiling-mandate.pdf>

#### 4. OBEMIRISK—ビスフェノールの腸内微生物叢へのリスクとその肥満型への役割について評価するための知識のプラットフォーム : バイオマーカーを探す

OBEMIRISK - Knowledge platform for assessing the risk of bisphenols on gut microbiota and its role in obesogenic phenotype: looking for biomarkers

EFSA Journal 2022;19(4):EN-7313 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-7313>

(外部科学報告書)

「Obemirisk」は、スペイン、フランス、ベルギー、スロバキア、ポーランドからの多くの専門分野にわたるチームをまとめた欧州食品安全機関(EFSA)が資金提供した知識の伝達プロジェクトだった。このプロジェクトは小児期の腸内微生物叢を肥満の原因となる表現型にする可能性のあるビスフェノール A やいくつかの構造類似体のリスクを評価するための知識の強化を目的とした。化学分析(食品や生体サンプル)、栄養(調査やアンケート)、微生物学(カルチュロミクス (訳注: 細菌の迅速同定のためのハイスループット培養法。)、レポーター遺伝子アッセイ(AhR - リガンド)など様々な分野からのプロトコルや方法論が適用・共有されている。このプロジェクトで作られたいくつかのデータは、共同事業体や科学団体に公開されている出版物やデータベースで利用できる。内分泌かく乱物質(EDCs)、ビスフェノール類、微生物叢変容 (dysbiosis)、肥満のデータをまとめた共通文書や出版物が詳細に述べられている。肥満に関するビスフェノール類のデータ、食品成分、微生物叢とその影響についての新しいデータを作成し提供者と受け手が共有するためにネットワーク形成と特定の能力構築プログラムが実施されている。科学交流や特別にデザインされたコースは、リスクキャラクターゼーション関連分野で学生に教育を提供した。このプロジェクトでは主に、スペインの子供が摂取した食品や数人の子供の生体サンプル(唾液、尿、爪、髪)

中のビスフェノール類の存在に焦点を当てた。さらに、肥満と正常体重の子供達とのパイロットプロジェクトから、メタゲノミクスや調節不全の細菌叢-免疫系軸(AhR - リガンド)の特定のバイオマーカーを通して、肥満に関連する微生物叢の変容を同定した。この **Obemirisk** プロジェクトは、統一したリスク評価のために科学的データの編集を確立し、微生物叢の攪乱が食品安全に使用される堅固なバイオマーカーになる可能性がある次世代のリスク評価教育を行うために、協調した学際的なアプローチを適用した。能力育成プロセスのいくつかの側面は、主に COVID - 19 パンデミックにより概念のみで現在の交換を通してさらに実行される予定である。さらにコンソーシアム作業戦略は、ヒトの微生物叢を変え肥満をもたらすビスフェノール類の影響とメカニズムを精緻化・解明するために、更なる EU 共同研究も提案できる。この知見、分析、統合的アプローチは、他の食品、年齢層、地理的地域、他のバイオマトリックスに外挿される。

## 5. 農薬関連

- レタスのホルペットの既存 **MRLs** の改訂

Modification of the existing maximum residue level for folpet in lettuces

EFSA Journal 2022;20(4):7309 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7309>

(理由付き意見)

- 各種作物のスルホキサフロルの既存 **MRLs** の改訂

Modification of the existing maximum residue levels for sulfoxaflor in various crops

EFSA Journal 2022;20(4):7283 26 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7283>

(理由付き意見)

## 6. 食品添加物関連

- 食品添加物としてのポリリシノール酸(E 476)の再評価のフォローアップ

Follow - up of the re - evaluation of polyglycerol polyricinoleate (E 476) as a food additive

EFSA Journal 2022;20(5):7294 4 May 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7294>

(科学的意見)

ポリリシノール酸(PGPR, E 476)は、2017年に以前の食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する EFSA のパネルに再評価された。この評価へのフォローアップとして、この意見では、食品添加物と香料に関するパネル(FAF)が E 476 の EU 規格の改訂を支援するために、確認されたデータのギャップに対処している。さらに、この意見では食用氷中の E 476 に提案された使用拡大の評価や、乳化ソース中の最大許容量の改訂も扱っている。パネルは、提案された使用拡大は、認可されれば、安全上の懸念を生じないと結論した。さら

に、パネルは E 476 に存在する可能性のある望ましくない不純物のリスク評価を行った。パネルは、EU 規格における 4 つの有毒元素(ヒ素、鉛、水銀、カドミウム)の最大基準値を、市販の食品添加物 E 476 の実際の濃度に基づいて下げる必要があると結論した。パネルは、グリシジルエステル類と 3 - モノクロロプロパンジオールの最大基準値も E 476 の EU 規格に含める必要があると結論した。代案としてパネルは、E 476 の製造に使用される油脂は食用の適合性に関する各 EU 規則を遵守すること、という要件を含めるという E 476 の定義の改訂を推奨している。さらに、パネルは、E 476 の製造に使用するポリグリセロールは、E 422 の規格(委員会規則 (EU) No 231/2012)を満たすグリセロールから生産する必要があることを示す E 476 の定義の改訂も推奨している。この場合、エピクロロヒドリン、アクロレイン、ブタントリオールについて各規格の基準値は E 476 には必要ない。最後に、パネルは、リシノール酸の検出に基づく提案された方法が、食品中の E 476 含有量の決定に適していると結論した。

## 7. 飼料添加物関連

(下記、すべて科学的意見)

- すべての動物種用の *Corynebacterium glutamicum* KCCM 80245 株と *Escherichia coli* KCCM 80246 株の複合作用で生産した l-メチオニンからなる飼料添加物の安全性と有効性(CJ Europe GmbH)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of l - methionine produced by the combined activities of *Corynebacterium glutamicum* KCCM 80245 and *Escherichia coli* KCCM 80246 for all animal species (CJ Europe GmbH)

EFSA Journal 2022;20(4):7247 20 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7247>

- すべての動物種用のセピオライトからなる飼料添加物の安全性と有効性(Sepiol S.A and Tolsa, S.A)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of sepiolite for all animal species (Sepiol S.A and Tolsa, S.A)

EFSA Journal 2022;20(4):7250 20 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7250>

- すべての動物種用の *Escherichia coli* CGMCC 7.398 株で生産した l-リジン硫酸塩からなる飼料添加物の安全性と有効性(Kempex Holland B.V.)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of l - lysine sulfate produced by *Escherichia coli* CGMCC 7.398 for all animal species (Kempex Holland B.V.)

EFSA Journal 2022;20(4):7246 20 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7246>

- すべての動物種用に使用する様々な化学グループに属する香料化合物からなる 37 の飼料添加物の安全性(FEFANA asbl)

Safety of 37 feed additives consisting of flavouring compounds belonging to different chemical groups for use in all animal species (FEFANA asbl)

EFSA Journal 2022;20(4):7249 19 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7249>

- すべての動物種用に使用する化学グループ 8 に属する  $\beta$  - ダマスコン [07.083] と (E) -  $\beta$  - ダマスコン[07.224]からなる飼料添加物の安全性(FEFANA asbl)

Safety of feed additives consisting of  $\beta$  - damascone [07.083] and (E) -  $\beta$  - damascone [07.224] belonging to chemical group 8 for use in all animal species (FEFANA asbl)

EFSA Journal 2022;20(4):7248 19 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7248>

- ペット及び非食品生産用動物用の寒天からなる飼料添加物の安全性と有効性 (Hispanagar)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of agar for pets and non - food - producing animals (Hispanagar)

EFSA Journal 2022;20(4):7284 25 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7284>

- 認可更新のための全ての反芻動物、イヌ、ネコ用の塩化アンモニウム (Ammonium Chloride AF)からなる飼料添加物の安全性と有効性(BASF SE)

Safety and efficacy of the feed additive consisting of ammonium chloride (Ammonium Chloride AF) for all ruminants, dogs and cats for the renewal of its authorisation (BASF SE)

EFSA Journal 2022;20(4):7255 25 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7255>

- 認可更新のためのすべての動物種用のナリンギンからなる飼料添加物の評価 (HealthTech Bio Actives, S.L.U. (HTBA))

Assessment of the feed additive consisting of naringin for all animal species for the renewal of its authorisation (HealthTech Bio Actives, S.L.U. (HTBA))

EFSA Journal 2022;20(4):7267 22 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7267>

- 認可更新のためのすべての動物種用の *Lactococcus lactis* DSM 11037 株からなる飼料添加物の評価(Chr. Hansen A/S)

Assessment of the feed additive consisting of *Lactococcus lactis* DSM 11037 for all animal species for the renewal of its authorisation (Chr. Hansen A/S)

EFSA Journal 2022;20(4):7241 21 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7241>

- 認可更新のためのすべての動物種用の *Lactococcus lactis* NCIMB 30117 株からなる飼料添加物の評価(Chr. Hansen A/S)

Assessment of the feed additive consisting of *Lactococcus lactis* NCIMB 30117 for all animal species for the renewal of its authorisation (Chr. Hansen A/S)

EFSA Journal 2022;20(4):7243 21 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7243>

- すべての動物種用のアカシアガム(アラビアガム)からなる飼料添加物の安全性と有効性(A.I.P.G. Association for International Promotion of Gums)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of acacia gum (gum Arabic) for all animal species (A.I.P.G. Association for International Promotion of Gums)

EFSA Journal 2022;20(4):7252 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7252>

- 鶏肥育用及びウサギの哺乳・離乳用の *Enterococcus faecium* NBIMCC 8270 株、*Lactobacillus acidophilus* NBIMCC 8242 株、*Lactobacillus helveticus* NBIMCC 8269 株、*Lactobacillus delbrueckii* ssp. *lactis* NBIMCC 8250 株、*L. delbrueckii* ssp. *bulgaricus* NBIMCC 8244 株及び *Streptococcus thermophilus* NBIMCC 8253 株 (Probiotic Lactina®) からなる飼料添加物の安全性と有効性(Lactina Ltd.)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of *Enterococcus faecium* NBIMCC 8270, *Lactobacillus acidophilus* NBIMCC 8242, *Lactobacillus helveticus* NBIMCC 8269, *Lactobacillus delbrueckii* ssp. *lactis* NBIMCC 8250, *L. delbrueckii* ssp. *bulgaricus* NBIMCC 8244 and *Streptococcus thermophilus* NBIMCC 8253 (Probiotic Lactina®) for chickens for fattening and suckling and weaned rabbits (Lactina Ltd.)

EFSA Journal 2022;20(4):7245 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7245>

- 全ての動物種用のグアーガムからなる飼料添加物の安全性と有効性(A.I.P.G. Association for International Promotion of Gums)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of guar gum for all animal species

(A.I.P.G. Association for International Promotion of Gums)

EFSA Journal 2022;20(4):7253 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7253>

- 魚以外のすべての動物種用の *Weizmannia coagulans* (同義語 *Bacillus coagulans*) DSM 32789 株で生産した乳酸からなる飼料添加物の安全性と有効性(Jungbunzlauer SA)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of lactic acid produced by *Weizmannia coagulans* (synonym *Bacillus coagulans*) DSM 32789 for all animal species except for fish (Jungbunzlauer SA)

EFSA Journal 2022;20(4):7268 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7268>

- すべての動物種用ブチルヒドロキシトルエン(BHT)からなる飼料添加物の安全性と有効性(Lanxess Deutschland GmbH)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of butylated hydroxytoluene (BHT) for all animal species (Lanxess Deutschland GmbH)

EFSA Journal 2022;20(5):7286 3 May 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7286>

- ペットや他の非食物生産動物用カラギーナンからなる飼料添加物の安全性と有効性(Marinalg International)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of carrageenan for pets and other non - food - producing animals (Marinalg International)

EFSA Journal 2022;20(4):7285 29 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7285>

## 8. 食品酵素関連

- 遺伝子組換え *Aspergillus luchuensis* FLYSC 株由来食品酵素エンド - ポリガラクトナーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme endo - polygalacturonase from the genetically modified *Aspergillus luchuensis* strain FLYSC

EFSA Journal 2022;20(4):7236 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7236>

(科学的意見)

この食品酵素エンド - ポリガラクトナーゼ ((1→4) -  $\alpha$  - d - ガラクトナーゼ グルカノヒドロラーゼ; EC 2.3.1.15)は、Advanced Enzyme Technologies Ltd 社が遺伝子組換え



*Aspergillus luchuensis* FLYSC 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品酵素にはこの生産生物の生きた細胞やその DNA は含まれない。この食品酵素はジュース生産の果物や野菜の加工に使用することを意図している。最大使用量に基づき、この食品酵素への食事暴露—総有機固形物量(TOS)は欧州人で最大 0.138 mg TOS/kg 体重/日と推定した。遺伝毒性試験は安全上の懸念を生じなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験の最大用量 800 mg TOS/kg 体重/日とし、推定した食事暴露量と比較して暴露マージンは少なくとも 5,800 となった。既知のアレルゲンに対するこの食品酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、6 つの一致が見つかった。パネルは、意図した使用条件で、食事暴露によるアレルギー感作リスクや誘発反応は、スギ、草花粉、トウモロコシに感作されたヒトには除外できないと考えた。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品酵素は意図した使用条件で安全上の懸念を生じないと結論した。

● ***Aspergillus niger* AE - TGU 株由来食品酵素  $\alpha$  - グルコシダーゼの安全性評価**

Safety evaluation of the food enzyme  $\alpha$  - glucosidase from the *Aspergillus niger* strain AE - TGU

EFSA Journal 2022;20(4):7240 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7240>

(科学的意見)

この食品酵素  $\alpha$  - グルコシダーゼ ( $\alpha$  - d - グルコシド グルコヒドロラーゼ; EC 3.2.1.20)は Amano Enzyme Inc 社が非遺伝子組換え *Aspergillus niger* AE - TGU 株で生産した。この食品酵素にはこの生産生物の生きた細胞は含まれない。この食品酵素は、グルコースシロップや他のデンプン加水分解物の生産のための焼成工程、穀物ベースの工程、醸造工程、デンプン加工に使用することを意図している。総有機固形物量(TOS)の残留量はグルコースシロップの生産中に適用される精製段階で除去されるため、食事暴露は残りの 3 工程にのみ算出された。推奨される最大使用量に基づき、食事暴露は欧州人で最大 0.64 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を生じなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験の最大用量 1,062 mg TOS/kg 体重/日とし、推定食事暴露量と比較して暴露マージンは少なくとも 1,650 となった。既知のアレルゲンに対するこの食品酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、一致はなかった。パネルは、意図した使用条件で、食事暴露によるアレルギー感作リスクや誘発反応は除外できないが、これが生じる可能性は低いと考えた。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品酵素には意図した使用条件で安全上の懸念の生じないと結論した。

● **豚の肝臓由来食品酵素カタラーゼの安全性評価**

Safety evaluation of the food enzyme catalase from porcine liver

EFSA Journal 2022;20(4):7237 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7237>

(科学的意見)

この食品酵素カタラーゼ(過酸化水素：臭化物ペルオキシダーゼ; EC 1.11.1.6)は Avances Bioquímicos Alimentación, S.L.社 (スペイン)が豚の肝臓から得たものである。この食品酵素は、塩水中の過酸化水素の分解のためにチーズ生産に使用することを意図している。この製造工程には、指令 2009/32/EC に従って食品や食品成分の生産に許可されていない溶剤の使用が含まれている。その結果、この食品酵素は EU の既存の要件に従っていない。

- 豚の膵臓由来トリプシン、キモトリプシン、 $\alpha$  - アミラーゼ及びトリアシルグリセロール・リパーゼを含む食品酵素の安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme containing trypsin, chymotrypsin,  $\alpha$  - amylase and triacylglycerol lipase from porcine pancreas

EFSA Journal 2022;20(4):7239 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7239>

(科学的意見)

トリプシン(EC 3.4.21.4)、キモトリプシン(EC 3.4.21.1)、グルカン グルカノヒドロラーゼ及びトリアシルグリセロール・リパーゼ(トリアシルグリセロール アシルヒドロラーゼ, EC 3.1.1.3)を含むこの食品酵素複合品は、American Laboratories, Inc., USA 社が豚の膵臓から得たものである。この食品酵素は主に、特別な医学的又は栄養的食事管理用食品に使用される乳タンパク質の加水分解用である。■■■■■は広く製造工程で使用され、食品酵素中に溶剤が残留する。申請者は、この食品酵素中の■■■■■の典型的な範囲は 10,000–13,000 mg/kg と推定している。指令 2009/32/EC は、EU で生産される又は EU に輸入される食品と食品成分に最大残留量 10 mg/kg を設定している。食品酵素の生産に■■■■■を使用するのは指令 2009/32/EC の範囲内である。その結果、この食品酵素は溶剤の残留量を統治する EU 内の既存の要件に従っていない。

- 遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - NM 株由来食品酵素マンナンエンド - 1,4 -  $\beta$  - マンノシダーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme mannan endo - 1,4 -  $\beta$  - mannosidase from the genetically modified *Aspergillus niger* strain NZYM - NM

EFSA Journal 2022;20(4):7264 28 April 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7264>

(科学的意見)

この食品酵素マンナンエンド - 1,4 -  $\beta$  - マンノシダーゼ(1,4 -  $\beta$  - d - マンナン マンノヒドロラーゼ, EC 3.2.1.78)は、Novozymes A/S 社が遺伝子組換え *Aspergillus niger* NZYM - NM 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品酵素にはこの生産生物の生きた細胞やその DNA は含まれない。この食品酵素はコーヒー加工に使用するこ

とを意図している。最大使用量に基づき、この食品酵素の総有機固形物量(TOS)への食事暴露は欧州人で最大 0.956 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験の最大用量 1,151.7 mg TOS/kg 体重/日とし、推定食事暴露量と比較して、暴露マージンは 1,200 以上となった。既知のアレルゲンに対するこの食品酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、一致はなかった。パネルは、意図した使用条件で食事暴露によるアレルギー感作リスクや誘発反応は除外できないが、これが生じる可能性は低いと考えた。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品酵素は意図した使用条件で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 遺伝子組換え *Aspergillus luchuensis* FLOSC 株由来食品酵素ペクチンリアーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme pectin lyase from the genetically modified *Aspergillus luchuensis* strain FLOSC

EFSA Journal 2022;20(5):7235 3 May 2022

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7235>

(科学的意見)

この食品酵素ペクチンリアーゼ((1→4)-6-O-メチル-α-d-ガラクトツロナン リアーゼ; EC 4.2.2.10)は、Advanced Enzyme Technologies Ltd 社が遺伝子組換え *Aspergillus luchuensis* (以前は *Aspergillus niger*) FLOSC 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品酵素にはこの生産生物の生きた細胞やその DNA は含まれない。この食品酵素はジュース生産の果物と野菜の加工に使用することを意図している。最大使用量と EFSA の包括的欧州食品データベースからの個別のデータを基にして、この食品酵素への食事暴露—総有機固形物量(TOS)は欧州人で最大 0.268 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を試験の最大用量 794 mg TOS/kg 体重/日とし、推定食事暴露量と比較して暴露マージンは少なくとも 2,900 となった。既知のアレルゲンに対するこの食品酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、一致はなかった。パネルは、意図した使用条件で食事暴露によるアレルギー感作リスクや誘発反応は除外できないが、これが生じる可能性は低いと考えた。提出されたデータを基にして、パネルは、この食品酵素は意図した使用条件で安全上の懸念を生じないと結論した。

---

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 更新 : FSA は CBD 製品の公開リストへの追加を最終募集する

Update: FSA issues final call for CBD products to be added to the public list

21 April 2022

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/update-fsa-issues-final-call-for-cbd-products-to-be-added-to-the-public-list>

FSA は本日（2022年4月21日）、CBD 公開リストの申請と製品を関連付ける根拠の最終募集を行った。CBD 公開リストには、FSA に認可申請をしている製品が示されている。事業者は 2022年5月26日までに、自社の製品が信頼できる申請と関連していること、2020年2月以前に市場に出ていたという根拠を提出しなければならない。

FSA は引き続き CBD 新規食品申請を受け付けているが、これらの申請に関連する製品は、プロセスを完了し、認可を確保するまでは販売してはならない。現在、英国では CBD 製品の販売は許可されておらず、有効な申請は今後、完全な科学的リスク評価へと移行する。

\* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2022（2022. 04. 13）

【FSA】FSA は CBD 市場を規制するための次の段階の措置を講じる

<http://www.nihs.gov.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202208c.pdf>

## 2. 更新：FSA は完全精製油が原材料の代替品として使用が増える可能性があるとして、消費者向けガイダンスを提供する

Update: FSA provides consumer guidance as more fully refined oils may be used as ingredient substitutions

29 April 2022

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/update-fsa-provides-consumer-guidance-as-more-fully-refined-oils-may-be-used-as-ingredient-substitutions>

今回の情報更新は、ウクライナ紛争によりヒマワリ油の供給に深刻な影響が続いているため、完全精製パーム油、完全精製ココナッツ油、完全精製大豆油が、ラベルに変更を加えずに一部の製品に使用されていることについて消費者に助言するもの。ウクライナ紛争による製品入手への影響から、ヒマワリ油の代わりに精製菜種油が使用される件に関する消費者へのアドバイスは既に発表されている（関連記事参照）。

< FSA はヒマワリ油の代替に関する意思決定をどのようにして通知するか >

FSA は、このような例外的な状況下でヒマワリ油の代替として利用可能な代替油を検討するにあたり、一時的な原料の代替による不正確な表示に対する適切な執行の決定に、次の3つの検討事項を適用している。

1. **食品及び飼料の安全**：入手可能な科学的根拠に基づき、一般集団と影響を受け易い人々にとって、食品又は飼料の安全性リスクが無視できる程度か非常に低く、適切な低減措置によって管理できるということを、FSA が納得しなければならない。
2. **食料安全保障**：入手可能な科学的根拠に基づき、UK の食品及び/又は飼料の供給に与える混乱が重大で、広範囲に及び、長期間継続するリスクがあり、そのためこの混乱により消費者が深刻な不利益を被るであろうことを、FSA は納得しなければならない。

FSA が消費者への不利益を考慮する際は、食品の入手可能性に関する総合的な影響を考慮するだろう。消費者にとっての栄養や文化的に適切な食品を得る必要性や、広く消費される食品の供給維持なども考慮するだろう。

3. **消費者情報**: ラベルが規則に適合していない場合は、食品事業者は代替フォーマットで消費者向けに最新で正確な情報を提供しなければならない。食品事業者は可能な限り短時間に表示を法的要件に整合させるために全ての可能な措置を講じなければならない、整合性を達成し維持するための期日を地方当局と合意しなければならない。

\*ヒマワリ油代替に関する FSA 意思決定を支援する検討事項

Tests to inform FSA decision-making around sunflower oil substitution

29 April 2022

<https://www.food.gov.uk/evidence/tests-to-inform-fsa-decision-making-around-sunflower-oil-substitution>

\*関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2022（2022. 04. 13）

【FSA】FSA と FSS は食品供給の混乱を避けるための食品原料の代用について消費者へ助言

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202208c.pdf>

### 3. リコール情報

- **AG Barr は 750ml の IRN-BRU Regular 及び IRN-BRU 1901 のガラス製ボトルを製造上の不具合により、キャップが予期せず外れる可能性があるため、リコール**

AG Barr recalls IRN-BRU Regular and IRN-BRU 1901 750ml glass bottles because of a manufacturing fault which may cause bottle caps to pop off unexpectedly

29 April 2022

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/alert/fsa-prin-28-2022>

AG Barr は、IRN-BRU Regular 及び IRN-BRU 1901 の 750ml ガラスボトルをボトルキャップが不意に外れるという報告が少なからずあるため、予防措置としてリコール。

- 
- 英国環境・食料・農村地域省（DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs）<http://www.defra.gov.uk/>

### 1. 残留性有機汚染物質として提案される物質の評価案

Draft evaluations of substances proposed as persistent organic pollutants

28 April 2022

<https://www.gov.uk/government/publications/draft-evaluations-of-substances-proposed->

## [as-persistent-organic-pollutants](#)

ストックホルム条約への残留性有機汚染物質（POPs）の提案に関連して、5つの物質のリスクプロファイル案とリスク管理評価案に、2022年6月18日までパブリックコメントを募集する。

- 炭素鎖長が C14 から C17、かつ塩化レベルが重量で 45%以上の塩化パラフィン
- 長鎖パーフルオロカルボン酸(PFCAs)、その塩および関連化合物
- クロルピリホス
- デクロランプラス
- UV-328

- 
- 英国毒性委員会（COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

### 1. 2022年3月29日の会合の議事録案

Draft minutes of the 29th March 2022 meeting

Last updated: 25 April 2022

<https://cot.food.gov.uk/Draft%20minutes%20of%20the%2029th%20March%202022%20meeting>

- **EFSA による 6-12 ヶ月齢のビタミン D の耐容上限摂取量評価**  
全体として、メンバーは、母乳中のビタミン D レベルに関するより多くのデータが提供されるまでは、乳児用ミルクの新しいビタミン D 最小含有量が乳児のビタミン D 過剰摂取につながるかどうか、又は乳児へのビタミン D 補給に関する現在の英国政府のガイダンスを更新する必要があるかどうかを判断することはできないことに同意した。
- **ベンチマーク用量アプローチについての EFSA ガイダンス更新**  
各合同専門家グループからの更新
- **母親の健康へのビタミン A 過剰の影響についての第 3 次声明案**  
メンバーからは、声明の文言の細かい変更についていくつかの提案があり、議長の決定により声明はクリアされることに合意した。
- **ターメリックとクルクミンサプリメントのヒト健康影響の可能性についてのディスカッションペーパー—最近の製品調査を受けて**  
2019年9月の議論で過去にターメリックサプリメントの汚染問題が報告されていることから英国で販売されているサプリメントの化学分析が役に立つだろうとされた。Fera Science 社による最近の 30 製品の調査の結果が報告された。合成クルクミノイド

やナノ粒子など、吸収が良いと宣伝されている製品についてさらなる検討の必要性が議論された。

- 将来の REACH 評価のための混合物リスク評価アプローチの可能性について評価
- 母親の食事中的カドミウムのリスクの可能性についての第 1 次声明案
- 経口ニコチンパウチのニコチンやその他成分の生物学的利用能と使用者へのリスクについてのディスカッションペーパー更新
- 植物ベースの飲料評価の文脈での 1-5 才の子供の牛乳のリスク評価についての第 2 次声明案
- 生鮮果物野菜の表面処理用のモノ及びジグリセリドの使用拡大の安全性についての意見案
- ポリリシノール酸ポリグリセロールの使用拡大についての意見、等

## 2. 2022 年 5 月 10 日の会合

COT Meeting: 10th May 2022

Last updated: 29 April 2022

<https://cot.food.gov.uk/COTMeeting10thMay2022>

議題のペーパー掲載

- マイクロプラスチック暴露のリスクの可能性についてのサブ声明：吸入経路（最初の案）
- 将来の英国 REACH 評価のための意図しない混合物リスクに対応するアプローチについてのディスカッションペーパー
- 航空機の客室の空気についての COT のポジションペーパー更新
- 母親の健康への鉛の影響、等

---

## ● 英国広告基準庁（UK ASA: Advertising Standards Authority）

<http://www.asa.org.uk/>

### 1. ASA 詐欺広告警報システム：数とトレンドの更新

ASA Scam Ad Alert system: update on numbers and trends

25 Apr 2022

<https://www.asa.org.uk/news/asa-scam-ad-alert-system-update-on-numbers-and-trends.html>

2020 年 6 月に、主要オンライン広告とソーシャルメディアプラットフォームと協力して詐欺広告警報システムを開始した。全ての警報は国のサイバーセキュリティセンターと共有している。消費者も詐欺広告を通報できる。

前回更新から 12 ヶ月が経過し、最新の数と傾向を報告する。

## 主要な数値とプラットフォームの行動

2021年3月1日から2022年3月25日までの間にASAは、迅速報告フォームにより1,251件の報告を受け取り、67件の詐欺広告警報につながった。プラットフォームは、80%の確率で48時間以内に警報に応答し、報告された詐欺広告を削除したことを確認した。

また、ASAの情報により参加プラットフォームが削除した広告の数として報告されたのは2020年6月から2021年9月までの間に約765件であった。

詐欺のトレンドは、多くが暗号通貨に関連していた。その他には、ニセのエネルギー節約装置と減量用錠剤定期購入詐欺など。

---

## ● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

### 1. 試される電子タバコ

E-Cigarettes in Test

19.04.2022

[https://www.bfr.bund.de/en/press\\_information/2022/13/e\\_cigarettes\\_in\\_test-295459.html](https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2022/13/e_cigarettes_in_test-295459.html)

電子タバコは、近年重要性を増しており、タバコに代わる害の少ない代替品として主に販売される。その原理：成分を燃焼させるのではなく、気化させる。現在の理解では最適な装置設定とリキッド剤を使用すれば、健康リスクはタバコよりも低くなると考えられている。しかし、電子タバコの吸引は健康に悪い影響を与える可能性がある。「ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) では、リキッドに含まれる香料を調べるために、適切な肺モデルを開発した。予備結果では、これらはそれほど無害ではなく、中には病気を引き起こす可能性のあるものある」と、BfR 所長の Andreas Hensel 教授は述べる。電子タバコの健康リスク、使用行動及び消費者認識及び法的枠組みに関する最新の研究結果は、BfR 主催の第 22 回消費者保護フォーラム「電子タバコの機会とリスク」のテーマとなっている。「電子タバコの評価は、モデルやリキッドの多様性により、さらに難しくなる。害が少ないのか、注意が必要か - 電子タバコの機会とリスクはさらに調査される」。と Hensel は述べた。

「電子タバコ」の健康リスクは、ニコチン、煙の模擬物質、活性物質及び添加物、さらに不純物の可能性から生じる可能性がある。さらに、熱の影響により、健康に有害な他の物質が発生する可能性もある。また、他者が吸い込む電子タバコから出る蒸気も有害物質を含む可能性がある。BfR が主催するこのイベントは、国内外の科学、法令及び業界の関係者に電子タバコに関する知識の現状を議論する場を提供する。

第 22 回 BfR 消費者保護フォーラム「電子タバコの使用機会とリスク」は、2022 年 4 月 28 日から 29 日にかけて、Marienfelde の BfR のオフィスで、参加人数を限定して、対面



で開催される予定である。また、オンラインで会議が行われ、チャットで質問を提出することも可能である。英語/ドイツ語の同時通訳あり。以下で、2022年4月22日まで登録可。  
(<https://www.bfr-akademie.de/english/ezig22.html>)

## 2. ミネラル、スプリング、テーブルウォーターと家庭の飲料水の衛生的取り扱い

Hygienic handling of mineral, spring and table water as well as drinking water in the household

20.04.2022

[https://www.bfr.bund.de/en/hygienic\\_handling\\_of\\_mineral\\_spring\\_and\\_table\\_water\\_as\\_well\\_as\\_drinking\\_water\\_in\\_the\\_household-295353.html](https://www.bfr.bund.de/en/hygienic_handling_of_mineral_spring_and_table_water_as_well_as_drinking_water_in_the_household-295353.html)

(Q & A から一部抜粋)

ミネラルウォーター、スプリングウォーター、テーブルウォーターとは何か？

ナチュラルミネラルウォーターは、汚染から保護されている地下水脈を起源とする水である。天然又は人工的に作られた湧水から採水される。ナチュラルミネラルウォーターは独自の純度を持ち、ミネラルや微量元素及びその他の成分が際立っている；組成、温度及びその他の重要な特性は、自然の変動の範囲内で一定に保たれる。ミネラル成分は、法律で定められたいくつかの事例に限って変更されることがある（例えば、ウランやヒ素の削減）。ナチュラルミネラルウォーターは、公的に認証されたもののみ商業的に販売することができる。ドイツミネラル及びテーブルウォーター規則（1984年8月1日以降のMTVO (BGBl. I page 1036)、最新版）に規定されている、採水地、組成成分及び重要な特性に関する要件を満たしている場合、この証明書は求めに応じて発行される。

スプリングウォーターは、地下水面又は水脈を起源とし、天然又は井戸口から引かれた湧水である；しかし、公的な認証や使用認可は受けていない。スプリングウォーターは、ナチュラルミネラルウォーターと同様の微生物要件を満たす必要がある；MTVOに規定されている採水とボトリングも同様に適用される。

MTVOによるとテーブルウォーターは、飲料水とナチュラルミネラルウォーターから、そして天然の高塩分水（天然塩水）から、塩分を豊富に含む天然水を浸出させ、また、塩化ナトリウムと塩化マグネシウムを使用することにより製造することができる。また、テーブルウォーターは必ずしもスプリングウォーターから作られるわけではなく、飲料水から作ることもできる。

ミネラル、スプリング、テーブルウォーターの違いは何か？

飲料水は、主に湧水により地下水から作られる、あるいは川や湖などの地表水や湧水を直接採水、又は地表水から浸透濾過し採水することもある。飲料水には、飲食物を飲む、冷やす、処理する、また、その他の家庭で使用する（個人の衛生、食器洗いなど）すべての水を含む。飲料水や水道水に関する要件は、ドイツ飲料水条例 (TrinkW)、水道の一般条件に関する条例 (AVBWasserV) 及び DIN2000 中央飲料水供給に定義されている。ドイツ連邦環境庁は、飲料水の健康リスクを評価する責任を負う (<https://www.umweltbun>

[desamt.de/themen/wasser/trinkwasser](https://www.desamt.de/themen/wasser/trinkwasser))。スプリングウォーターやテーブルウォーターなどの包装された水は、主にミネラル及びテーブルウォーター条例、次に、ドイツ飲料水条例により規制される；ナチュラルミネラルウォーターは、ミネラル及びテーブルウォーター条例の規則のみが適用される。

しかし、通常、最終製品の包装や飲料用ディスペンサーで販売されるミネラル、スプリング、テーブルウォーターは、ドイツ食品法が適用される。また、ミネラルウォーターは、ドイツでは数少ない、公的に認められた後のみ流通が可能となる食品のひとつである。ただし、認定に関する要件は一般行政規則に定められている。公的に認められたミネラルウォーターの水源とブランドのリストは、連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL) のウェブサイトに掲載されている。[https://www.bvl.bund.de/SharedDocs/Downloads/01\\_Lebensmittel/dat/enmanagement/mineralwasser\\_deutsche.html](https://www.bvl.bund.de/SharedDocs/Downloads/01_Lebensmittel/dat/enmanagement/mineralwasser_deutsche.html)) 欧州連合 (EU) 加盟国が認定する同様のミネラルウォーターリストが欧州委員会から公開されている。

一方、ヒーリングウォーターは食品とはみなされず、医薬品に分類されるため、ドイツ薬事法の適用を受ける。

ボトル入りのミネラル、スプリング、テーブルウォーター、水道水の保存可能期間に違いはあるか？

水道水とボトル入りのミネラル、スプリング、テーブルウォーターの保存可能期間は、検査される衛生的品質によって異なる。しかし、水を最終包装 (ガラス瓶やペットボトル、飲料用パックなど) に充填する際には、包装自体も充填工程も汚染されていないことを保証するよう、衛生要件が定められている。もし、同等の水道水、たとえ自分でボトルに入れたものでも、同等の衛生面が守られ、密封して冷却すれば、このような水もしばらくは保存できる。また、スポーツ飲料用ボトルなど、ボトルから直接飲む場合は、定期的にボトルを十分洗浄する必要がある。

ガラス瓶入りの水とプラスチック製ボトル入りの水に違いはあるか？

衛生的品質、すなわち健康に影響を与える病原体の存在は、包装の種類によって影響を受けない。しかし、ホルモン類似作用を持つ物質が、プラスチック包装容器から水に移行するのではないかという議論がある。そのきっかけとなったのは、ミネラルウォーターに接触したカタツムリや細胞培養においてエストロゲンと類似の作用が確認された研究である。しかし、ペットボトルのミネラルウォーターとガラス瓶のミネラルウォーターを比較したところ、非常に低いエストロゲン活性の測定値に差はなかった。したがって、この低活性がペットボトルによる可能性はありそうにない。ミネラルウォーターの化学分析では、エストロゲン活性を引き起こす可能性のある物質はまだ確認されていない。しかし、ペットボトルから出るアセトアルデヒドが移行すると、味や匂いに変化が出ることがある。この物質はごく少量でも味やにおいが感じられるためである。アセトアルデヒドは、通常、法令の耐容量をはるかに下回る量であるため、風味や匂いがしても健康への影響はないと考えられる。BfR のペットボトルに関する FAQ の回答は以下を参照 (<https://www.bfr.bund.de/en/selected-questions-and-answers-on-pet-bottles-60846.html>)。

---

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

## 1. どこでもボトル入り飲料水：安全性の確保

Bottled Water Everywhere: Keeping it Safe

04/22/2022

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/bottled-water-everywhere-keeping-it-safe>

消費者は毎年、何十億ガロンものボトル入り飲料水を飲んでいる。FDA はここに安全を確保する方法を示す。

最近ではほとんど全ての人がボトル入り飲料水を持ち歩いているようだ。米国食品医薬品局 (FDA) はボトル入り飲料水製品を規制し、確実に安全に飲めるよう取り組んでいる。

FDA は、連邦食品・医薬品・化粧品法 (FD&C 法) でボトル入り飲料水の消費者を保護しており、この法律により、製造業者に安全かつ健全で、表示に偽りのない食品を生産する責任を持たせている。

特にボトル入り飲料水に焦点を当てた規制があり、以下を含む：

- 「同定基準」 様々な種類のボトル入り飲料水を定義する規制
- 「品質基準」 ボトル入り飲料水に認められている化学的、物理的、微生物的及び放射性汚染物質などの汚染物質の最大量を設定する規制
- 「現行適正製造基準(CGMP)」 ボトル入り飲料水が安全で衛生的な条件で生産されることを要求する規制

### ボトル入り飲料水の種類

FDA はボトル入り飲料水を、ヒトが摂取することを目的とした、ボトルや他の容器に密封された、添加成分が含まれていない（安全で適切な抗菌剤は除く）水と説明している。

FDA が設定した限度内でフッ化物が添加される場合もある。

FDA は源泉により一部のボトル入り飲料水を分類しており、次の 4 つの分類がある：

- 自噴井戸水：この水は、周囲の岩や粘土の上層から圧力がかかっている、水を含む多孔質岩、砂、土の層でできた帯水層から湧出した井戸から集められている。湧出する際、一般に自噴圧力と呼ばれる帯水層の圧力が、帯水層の位置を超えて、時には地表まで水を押し出す。水を地表に運びやすくするのに他の手段が使われる可能性がある。
- ミネラルウォーター：この水は地下の水源に由来し、少なくとも 250 ppm の総溶解固形物を含む。ミネラルや微量元素は地下の水源に由来するものでなくてはならない。それらを後から加えることはできない。
- スプリングウォーター：この水は、水が自然に地表に流れ出す地下層に由来し、その

泉で、あるいは泉に水を供給する地下層から流れ出す掘削孔を通すことだけで集めなければならない。掘削孔を通して水を集めるのに外部の力を利用する場合、その水は自然に地表に流れ出る水と同じ成分や品質でなければならない。

- 井戸水：これは帯水層に至る、地面に掘削した穴からの水である。

ボトル入り飲料水は、希釈ジュースや風味付けボトル入り飲料水など、飲料の成分として使用される可能性がある。だが、「スパークリングウォーター」「セルツァー炭酸水」「炭酸水」「トニックウォーター」「ソーダ水」などと表示された飲料は FDA の規制ではボトル入り飲料水には含まれない。これらの飲料は代わりにソフトドリンクと見なされる。

#### 水道水かもしれない

ボトル入り飲料水は地方自治体の水源に由来するものもある一言い換えると、公共飲料水、あるいは水道水である。地方自治体の水は、通常、ボトルに入れられる前に処理される。水処理の例には次のようなものがある：

- 蒸留：水は水蒸気になり、ミネラルが残る。その後水蒸気は再び水に液化される。
- 逆浸透膜：水は膜を通すことでミネラルが除去される。
- 絶対1ミクロン濾過：水は1ミクロン（0.00004インチ）よりも大きい粒子を除去するフィルターを通して流れる。これらの粒子には胃腸の病気を引き起こす可能性のある寄生病原体、クリプトスポリジウムが含まれる。
- オゾン処理：あらゆる種類の飲料水のボトル詰め業者は、通常、水を殺菌するのに塩素の代わりに抗菌剤であるオゾンガスを使用する。（塩素は水に味や匂いが加わる可能性がある。）

蒸留、逆浸透、又は別の適切な工程で処理されたボトル入り飲料水は、「精製水」と表示することが許される基準を満たす場合がある。

#### 品質と安全性の保証

ボトル入り飲料水の連邦品質基準は 1973 年に初めて導入された。それらは 1962 年に設定された米国公衆衛生局の飲料水基準に基づいていた。

1974 年の安全飲料水法により、公共飲料水の規制監督は米国環境保護庁(EPA)に委ねられた。その後 FDA は FD&C 法に基づき、ボトル入り飲料水の品質基準が公共飲料水に関する EPA の基準に適合することを保証する責任を負うようになった。

EPA が汚染物質の基準を設定するたびに、FDA は、ボトル入り飲料水にそれを導入するか、その基準はボトル入り飲料水には必要ないかの判断を下している。

時折、ボトル入り飲料と公共飲料水の基準が異なることがある。例えば、水が水道事業から家庭の蛇口まで進む際に、配管から鉛が浸出する可能性があるため、EPA は公共飲料水中の鉛の基準値を 15 ppb と設定している。鉛の配管は使われないボトル入り飲料水の鉛の基準値は 5 ppb に設定されている。

ボトル入り飲料水の生産では、ボトル詰め業者は、FDA が設定・施行した、飲料水の加工やボトル詰めに特有の CGMP 規制に従わなければならない。水はサンプリングされ、分析され、安全で衛生的でなければならない。これらの規制は、適切な工場や施設のデザイン、

ボトル詰めの手順、記録の保持なども要求する。

さらに、ボトル入り飲料水の加工業者は通常、食品施設として FDA に登録しなければならない。食品施設として登録が必要な国内外の施設は、FDA 食品安全近代化法(FSMA)で義務付けられているリスクに基づいた予防的管理要件及び、全てのヒト用食品施設に対する FSMA の近代化された現行適正製造基準(CGMPs)に従わなければならない(免除が適用されない限り)。さらなる詳細については FDA のヒト用食品の予想管理のウェブページ (<https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/fsma-final-rule-preventive-controls-human-food>) を参照。

さらに、FDA はボトル詰め工場の査察を監督する。FDA は一般食品安全プログラムでボトル入り飲料水工場を査察し、いくつかの施設の査察は州に委託して実施している。(ボトル入り飲料水会社に毎年ライセンスを取得するよう要求する州もある。)

## 2. FDA は特定の NAC 製品の執行裁量に関するガイダンス案を発表する

FDA Releases Draft Guidance on Enforcement Discretion for Certain NAC Products

April 21, 2022

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-draft-guidance-enforcement-discretion-certain-nac-products>

本日、米国食品医薬品局 (FDA) は、N-アセチル-L-システイン (NAC) を含有するダイエタリーサプリメントと表示された製品に関する FDA の方針について、ガイダンス案を公表した。本ガイダンス案が最終化されると、ダイエタリーサプリメントと表示された特定の NAC 含有製品の販売及び流通に関して、FDA が執行裁量権を行使する意図を明確にすることになる。この執行裁量方針は、NAC が「ダイエタリーサプリメント」の定義から除外されなければ合法的に販売されただろうダイエタリーサプリメントで、かつそれ以外の点で連邦食品・医薬品・化粧品法 (FD&C 法) に違反していない製品に適用される。

2 件の市民請願に対する先日の回答で述べたように、FDA は、NAC はダイエタリーサプリメントや食品として販売される前に新規医薬品として承認されたため、FD&C 法の下では、ダイエタリーサプリメントの定義から除外されていると判断した。しかし、ダイエタリーサプリメントへの NAC の使用を許可する規則の制定を求める 1 件の請願については、まだ最終的な決定に至っておらず、NAC がダイエタリーサプリメントの定義から除外されないことを定める規則の制定を開始することを検討している。利用可能なデータ及び情報の検討を継続する過程で、中でも、FDA が安全性に関連する懸念を同定しない場合には、FDA は NAC をダイエタリーサプリメントの定義から除外しない規則を提案する可能性が高い。

NAC の安全性に関する完全レビューはまだ継続中であるが、FDA の最初のレビューでは、この成分の使用又はダイエタリーサプリメントとして使用することに関し、安全性の懸念は明らかにされていない。さらに、ダイエタリーサプリメントとして販売されている NAC 含有製品は、米国では 30 年以上前から販売されており、消費者はそのような製品を求め続けている。したがって、FDA は規則制定の開始要請の評価を続ける一方で、NAC を含むダ

イェタリーサプリメントと表示された製品に関する FDA の方針を説明するために、本ガイダンス案を発行した。

現在継続中のレビューで安全性に関連する懸念が同定されない限り、FDA は、次のいずれかが起こるまで（ガイダンス案に記載されているように）執行裁量権を行使する意向がある：NAC のダイエタリーサプリメントへの使用又はダイエタリーサプリメントとしての使用を許可する通知及びコメントに関する規則制定を完了する場合（その手続きを進める場合）、あるいは市民請願の規則制定要求を拒否する場合である。FDA がこの執行裁量方針はもはや適切ではないと判断した場合、ガイダンスを撤回又は改訂し、関係者に通知する。

<ガイダンス案より一部>

以下に示すように、NAC を含有しダイエタリーサプリメントと表示された特定の製品の販売及び流通に関して、執行裁量権を行使する予定である。この執行裁量方針は、NAC が「ダイエタリーサプリメント」の定義から除外されない場合に合法的に販売されるダイエタリーサプリメントであり、かつそれ以外で FD&C 法に違反していない製品に適用される。例えば、ダイエタリーサプリメントと表示された NAC 含有製品の販売に関して、FDA は、その製品がヒトの構造又は機能に影響を及ぼすことを意図しており、したがって FD&C 法第 201 条(g)(1)(C)の下で医薬品であることだけを理由に異議を申し立てるつもりはない(21 U.S.C. 321(g)(1)(C))。

しかし、この執行裁量方針は、ダイエタリーサプリメントと表示されているが、疾患の診断、治癒、緩和、治療又は予防に使用することを意図しており、したがって FD&C 法第 201 条(g)(1)(B)に基づく医薬品である NAC 含有製品には適用されない。同様に、例えば、FD&C 法に基づく異物混入品又は不正表示である NAC 含有製品（NAC を含有し、ダイエタリーサプリメントと表示されていることのみで不正表示となる以外で）には、執行裁量方針は適用されない。

### 3. FDA は食品中の有害元素への暴露をさらに低減するためにジュース中の鉛を制限する FDA Takes Steps to Limit Lead in Juice to Further Reduce Exposure to Toxic Elements in Foods

April 27, 2022

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-takes-steps-limit-lead-juice-further-reduce-exposure-toxic-elements-foods>

FDA は本日、濃縮していない（そのまま飲める）リンゴジュース、並びにその他の濃縮していないジュース及びブレンドジュースに含まれる鉛について、アクションレベル案を発表した。これは、鉛への食事暴露による健康への負の影響の可能性を低減させ、子供における食品中の有害元素への暴露を減らすための科学に基づいたアプローチ「よりゼロに近づける（Closer to Zero）」行動計画を支持するものである。

#### アクションレベル案

- ・ 濃縮していない（そのまま飲める）リンゴジュース：10 ppb

- その他の濃縮していないジュース及びブレンドジュース（リンゴジュースを混合した  
ものも含む）：20 ppb

本日発表したガイダンス案は、事業者が達成可能であり、適宜段階的に下げてきたジュース中の鉛の推奨基準としてアクションレベルを説明している。FDA は、ガイダンス案へのコメントを 60 日間受け付けている。製造業者は、ガイダンス案が最終化される前に推奨内容を実施することができる。FDA は、ジュース中の鉛の濃度を下げるための最善の実践方法の採用に向けて、当該製造業者と一緒に取り組む予定である。

FDA は、保護者には、良い栄養を得るためにアメリカ人のための食事ガイドラインに従うことを勧める。食事ガイドラインでは、子供に与えるジュースの量を制限するよう推奨している。ジュースの摂取量を減らすことは、ジュース由来の鉛への暴露量を減らすことにもなる。食事ガイドラインは、子供は毎日の果物の必要量のうち少なくとも半量はジュースではなく果物として食すべきであり、さらに 12 か月未満の子供はジュースを飲むべきではないと推奨している。

ジュース中の鉛のアクションレベルに関するガイダンス案は、食品由来の鉛、ヒ素、水銀及びカドミウムへの暴露量を減らすための FDA による幅広い取り組みの一部であり、2021 年 4 月に開始したよりゼロに近づける行動計画を前進させるものである。行動計画も 2 年目となり、FDA は現在、ヒ素、カドミウム及び水銀に関する参照量の同定と、乳幼児が一般的に食する食品中の鉛についてのアクションレベルに関する事業者向けガイダンス案の策定作業を行っている。また、リンゴジュース中の無機ヒ素のアクションレベルに関する最終ガイダンスの発表に向けた作業も継続している。

#### ● ジュース中の鉛のアクションレベル：事業者向けガイダンス

Action Levels for Lead in Juice: Guidance for Industry

April 2022

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/draft-guidance-industry-action-levels-lead-juice>

FDA は、実行可能な範囲で食品中の鉛を低減することに取り組んでいる。FDA の「よりゼロに近づける」行動計画は、時間をかけて、食品中の有害元素を減らすための科学に基づいた、反復的なアプローチである。本ガイダンスは、事業者に向けて、ジュース中の鉛のアクションレベルに関する情報を提供する。アクションレベルが最終化された場合には、ジュース HACCP ガイダンスに記された現行基準の 50 ppb に取って代わる。FDA は、事業者が鉛を最小限にするための措置を講じれば達成可能なアクションレベルであると考えている。

ジュースは、原料やはんだ付けした古い製造機器などを介して鉛に汚染される可能性がある。鉛は、乳児、幼児、妊娠女性とその胎児、慢性疾患の人などの脆弱集団に特に有害である。子供の健康にとって鉛への安全な暴露量は同定できないと判断されたため、2018 年に FDA は暫定耐容一日摂取量の代わりに暫定参照量（interim reference levels: IRLs）を

設定した。その際 FDA は、米国 CDC が子供に対する公衆衛生上の介入の参照値としている血中鉛濃度 5 µg/dL と、EPA が計算した食事変換係数を用いて、子供についての IRLs を 3 µg/日、出産可能年齢の女性について IRLs を 12 µg/日と導出した。FDA は、この IRLs を考慮して、鉛のアクションレベルを、濃縮していない（そのまま飲む）リンゴジュースには 10 ppb、その他の濃縮していないジュース及びブレンドジュース（リンゴジュースを混合したものも含む）には 20 ppb と設定している。リンゴジュースがより低い値なのは、米国の小さい子供が飲む最も一般的なジュースだからである。リンゴジュースにアクションレベル 10 ppb を適用すると、子供における摂取量 90 パーセントで鉛の食事暴露量が 46%低減し、その他の果物・野菜ジュースに 20 ppb を適用するとそれが 19%低減すると推定される。

国際規格である Codex では鉛の最大基準値について、ベリー及びその他の小果物を原料とする果物ジュースは 0.05 mg/kg (50 ppb)、ブドウジュースは 0.04 mg/kg (40 ppb)、その他の全ての果物ジュースは 0.03 mg/kg (30 ppb) と設定しており、本ガイダンスのアクションレベル案は Codex と整合していない。その理由は、Codex は国際的な汚染実態データをもとに設定されているのに対し、アクションレベル案は米国の国産・輸入品のデータに基づいているためである。

FDA は、ジュースの事業者が CGMP の範囲内でジュース中の鉛の濃度の低減化に継続的に取り組むことを推奨する。

\* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2021（2021. 04. 14）

【FDA】FDA は赤ちゃんと小さい子供向けの食品由来の有害元素への暴露の提言についての行動計画を共有

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202108c.pdf>

#### 4. FDA は若者の喫煙開始を予防し、タバコに関連する疾病と死亡を大幅に減少させるため、メントール入り紙巻きタバコと風味付き紙巻きタバコの禁止規則を提案する

FDA Proposes Rules Prohibiting Menthol Cigarettes and Flavored Cigars to Prevent Youth Initiation, Significantly Reduce Tobacco-Related Disease and Death

April 28, 2022

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-proposes-rules-prohibiting-menthol-cigarettes-and-flavored-cigars-prevent-youth-initiation>

本日、米国食品医薬品局 (FDA) は、タバコの特徴的な風味としてのメントールを禁止し、葉巻の特徴的な風味（タバコ以外）をすべて禁止する製品基準案の提案を発表する。2022 年 5 月 4 日から 7 月 5 日まで意見を募集する。

#### 5. FDA は第三者認証計画：質問と回答：業界向けガイダンス案を発表する

FDA Issues the Accredited Third-Party Certification Program: Questions and Answers: Draft Guidance for Industry



April 28, 2022

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-accredited-third-party-certification-program-questions-and-answers-draft-guidance>

FDA は「*The Accredited Third-Party Certification Program: Questions and Answers: Guidance for Industry* (第三者認証計画：質問と回答：業界向けガイダンス案) と題した、業界向けガイダンス案を公表する。

認定された第三者認証機関は、食品安全監査を実施し、適格な外国食品事業者および当該事業者が製造する食品が、連邦食品・医薬品・化粧品法 (FD&C 法) および FDA 規則の該当する食品安全要件を満たしていることを証明する。適格な事業者とは、米国輸入食品サプライチェーンにおいて、認定第三者認証プログラムのもと、認定された認証機関による食品安全監査を受ける外国事業者を指す。このガイダンス案は、最終化されれば、第三者認証計画の要件に関するよくある質問に対する回答を提供し、認定機関、第三者認証機関、および適格事業者に対し、規制と要件の理解を支援する。

## 6. FDA の小売食品プログラム基準の自己評価及び検証監査ワークショップ

FDA Retail Program Standards Self-Assessment and Verification Audit Workshops

April 29, 2022

<https://www.fda.gov/food/retail-food-protection/voluntary-national-retail-food-regulatory-program-standards>

FDA は、全米環境衛生協会 (NEHA) と提携し、2022 年に 2 つの小売食品規制プログラム基準の自己評価及び検証監査ワークショップを 2022 年 5 月 31 日～6 月 3 日、8 月 9 日～12 日に開催する。

## 7. FDA は CBD 及びデルタ 8 THC 製品を違法に販売している企業に対して警告文書を発行する

FDA Issues Warning Letters to Companies Illegally Selling CBD and Delta-8 THC Products

May 04, 2022

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-issues-warning-letters-companies-illegally-selling-cbd-and-delta-8-thc-products>

本日 FDA は、FD&C 法に違反する方法で、デルタ-8 テトラヒドロカンナビノール (デルタ-8 THC) を含むと表示した製品を販売したとして、5 社に警告文書を発行した。今回の措置は、FDA がデルタ-8 THC を含む製品に対して警告文書を発した初めての事例である。デルタ-8 THC は向精神作用と中毒作用を持ち、消費者にとって危険である可能性がある。FDA はこれらの製品を摂取した患者が経験した有害事象の報告を受けている。

デルタ-8 THC を含む FDA 承認の医薬品はない。疾病の診断、治癒、緩和、治療または予防を謳ういかなるデルタ-8 THC 製品も、未承認の新規医薬品とみなされる。FDA は、こ

これらの未承認医薬品が、製造業者が主張する用途に有効であるかどうか、適切な用量はどのくらいか、FDA 承認医薬品や他の製品とどのように相互作用するか、危険な副作用や他の安全性の懸念があるかどうかを評価していない。

デルタ-8 THC は、*Cannabis sativa* L.植物が生成する 100 以上のカンナビノイドの 1 つであるが、天然にはそれほど多く存在しない。高濃度のデルタ-8-THC は、通常、ヘンプ由来のカンナビジオール (CBD) から製造され、精神活性及び中毒作用を有する。デルタ-8-THC を含む製品は、キャンディ、クッキー、朝食用シリアル、チョコレート、グミ、ベイプカートリッジ (カート)、ダブ、シャッター (ワックスを砕いたもの)、デルタ-8 THC 抽出物をスプレーした喫煙用ヘンプ、蒸留液、チンキ、煎じた飲料など、それ以外にも様々な形態で販売されている。

警告文書は、企業が未承認のデルタ-8 THC 製品を、様々な疾患に対する未承認の治療法、あるいはその他の治療用途として違法に販売していることを指摘する。また、医薬品の不正表示 (例：製品に適切な使用方法が記載されていない)、グミ、チョコレート、キャラメル、チューインガム及びピーナッツブリットル (ナッツが埋め込まれた硬い砂糖菓子) などの食品へのデルタ-8 THC の添加に関する違反も挙げられている。

FDA は最近、デルタ-8 THC 製品の健康影響の可能性について深刻な懸念を表明する消費者向け更新情報を発表した。FDA は、消費者、医療従事者及び法執行機関から、デルタ-8 THC を含む製品に関する有害事象の報告を受けており、そのうちのいくつかは入院や緊急治療が必要となるものであった。また、全米中毒管理センターが受け取ったデルタ-8 THC 含有製品に関する暴露事例の増加や、デルタ-8 THC 含有製品の安全性に関する懸念や有害事象について州の中毒管理センターが発表した警告を認識している。

FDA が規制するデルタ-8 THC 含有製品に関する違反に加え、警告文書のいくつかは、ヒトや動物の疾患を治療すると表示する CBD 製品の販売、CBD 製品をダイエタリーサプリメントとして表示すること、ヒトや動物の食品に CBD を添加することなど、FD&C 法の追加の違反の概要を述べる。FDA は、これらの物質が一般に安全と認められている (GRAS)、あるいは食品添加物の要件から除外されていると結論づける根拠を認識しないため、CBD とデルタ-8 THC は、あらゆるヒトや動物の食品に使用するための未承認の食品添加物である。そのうちの 1 通は、食料生産動物用に販売されている CBD 製品に関する懸念を表明しており、安全な CBD 残留濃度に関するデータが十分でなく、CBD を摂取した動物から得られるヒト用食品 (肉、牛乳、卵など) に関する安全性の懸念の可能性が示されている。

\* 関連記事：食品安全情報 (化学物質) No. 8/ 2022 (2022. 04. 13)

**【FDA】** デルタ-8 テトラヒドロカンナビノールについて知っておくべき 5 つのこと  
<http://www.nih.gov/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202208c.pdf>

<企業に対する警告文書>

• ATLRx, Inc.

MAY 04, 2022

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/atlrx-inc-618341-05042022>

- BioMD Plus LLC

MAY 04, 2022

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/biomd-plus-llc-618460-05042022>

- Delta 8 Hemp

MAY 04, 2022

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/delta-8-hemp-618368-05042022>

- Kingdom Harvest

MAY 04, 2022

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/kingdom-harvest-625058-05042022>

- M Six Labs, Inc.

MAY 04, 2022

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/m-six-labs-inc-618701-05042022>

## 8. リコール情報

- **Gorton's** はフィッシュサンドイッチフィレの一部自主的リコールを発表

Gorton's Issues Voluntary Recall for Small Quantity of Fish Sandwich Fillets

April 28, 2022

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/gortons-issues-voluntary-recall-small-quantity-fish-sandwich-fillets>

Gorton's Seafood は、大きな骨や鋭い骨が混入している可能性があるとして、Gorton's Fish Sandwich - 100% Whole Fillets, 18.3 oz を自主的にリコール。製品写真有り。

- 
- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

## 1. EPA は PFAS 戦略ロードマップで 3 つの水関連約束を果たす

EPA Delivers on Three Water Commitments in the Agency's PFAS Strategic Roadmap

April 28, 2022

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-three-water-commitments-agencys-pfas-strategic-roadmap>

本日、米国環境保護庁（EPA）は、米国水域におけるパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）から地域社会と環境を保護するための3つの行動を発表する。

- 水の PFAS 検出に役立つ新しい検査法

水中の PFAS の存在を 10 億分の 1 レベルで広くスクリーニングできる新しい方法を公表する。EPA の新しいスクリーニング法である燃焼式イオンクロマトグラフィー（CIC）による水性マトリクス中の吸着性有機フッ素（AOF）の測定法は、炭素-フッ素結合を含む化学物質の総量測定を提供するものである。この新しい方法は、個々の PFAS を対象とする方法と併用することで、廃水中の PFAS の存在と形態を理解するために特に有用である。

- PFAS の水系への排出を減らすのに役立つ新しい許容指令

「EPA 発行の NPDES 許可における PFAS 排出への対応と EPA が前処理規制当局である場合に期待されること」と題するメモを発行した。このメモでは、PFAS の排出に対処するための監視規定、分析方法、汚染防止の利用、及び最良管理方法に関する指示が示されている。

- PFOS と PFOA に初めて水質汚染防止法水棲生物基準を提案

本基準は、PFOA 及び PFOS の短期及び長期の毒性影響から、米国の水生生物を保護することを目的としている。意見募集期間終了後、EPA はパブリックコメントと新たな毒性データを考慮し、PFOA 及び PFOS の最終推奨基準を発表する予定である。

---

- 米国農務省（USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

### 1. CNMI の子供たちは朝食にスムージーを楽しむことで果物摂取を増やす

Kids in CNMI Consume More Fruit by Enjoying Smoothies at Breakfast

Posted by Mary Kay Gominger Apr 26, 2022

<https://www.usda.gov/media/blog/2022/04/26/kids-cnmi-consume-more-fruit-enjoying-smoothies-breakfast>

昔からの疑問—どうやって子供たちに果物を食べさせるか？北マリアナ諸島（CNMI）の食物栄養専門家は学校でフルーツスムージーを提供することで果物を食べさせている。

CNMI は昨年度受け取った USDA の学校朝食拡大補助金を利用して、朝食メニューにフルーツスムージーを加えることが可能となった。目標は、朝食への参加率を高め、朝食時の果物の消費量を増やし、最終的には学校や家庭での朝食に果物を常備させることである。

### 2. ニンジンとタマネギの栄養を強化する

Boosting the Nutritional Bounty of Carrots and Onions

April 26, 2022

<https://www.ars.usda.gov/news-events/news/research-news/2022/boosting-the-nutritional-bounty-of-carrots-and-onions/>

農業研究サービス (ARS) の野菜研究ユニットの Philipp Simon 研究リーダーは、ニンジンとタマネギのβカロテン、アントシアニン、及びその他植物栄養の量を増やす研究を調整している。チームは、最新のゲノミクスツールと技術を活用して、これらの健康を促進する化合物をコードする特定の遺伝子又は遺伝子領域を特定し、エリート商業品種に継承させ、農家と消費者に利益をもたらすことを目指している。

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)  
<http://www.foodstandards.gov.au/>

#### 1. 食品基準通知

- **Notification Circular 197-22**

27 April 2022

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20197-22.aspx>

##### 新規申請と提案

- 加工助剤としての *Bacillus deramificans* 由来プルラナーゼ遺伝子を含む GM *Bacillus subtilis* 由来プルラナーゼ
- 添加された糖の栄養表示

##### 意見募集

- 加工助剤としての *Malbranchea cinnamomea* 由来セリンエンドペプチダーゼ遺伝子を含む GM *Trichoderma reesei* 由来セリンエンドペプチダーゼ

Call for comment on a new processing aid from a GM source

<https://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Call-for-comment-on-a-new-processing-aid-from-a-GM-source.aspx>

植物性及び動物性タンパク質加水分解物の製造における加工助剤としての使用

##### 改定 No.207

- 昆虫耐性トウモロコシ系統 MON95379 由来食品

- **Notification Circular 198-22**

2 May 2022

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20198-22.aspx>

## 新規申請と提案

- アルコール飲料のエネルギー表示

### ● Notification Circular 199-22

6 May 2022

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20199-22.aspx>

#### 意見募集

- 乳児用調製乳：カテゴリ定義、組成、表示および製品表示に関する規格を改訂し、明確化する。2022年6月17日まで。

#### 認可と閣僚会議通知

- 干ばつ耐性除草剤耐性小麦系統 IND-004127 由来食品
- 乳児用調製乳用の新たな GM 源由来 2'-FL

## 2. 食品基準ニュース

Food Standards News

Issue 205 April 2022

<https://mailchi.mp/4ed283c7632f/food-standard-news-1300257?e=21527ddb09>

- 新しい CEO に Sandra Cuthbert 博士
- FSANZ 2022 関係者フォーラム  
2022年6月29日、「未来に備えた食品基準」をテーマにした次の関係者イベントを開催する。世界的な巨大トレンド、食品システムの準備、関係者の見解、未来に備えた基準のための協力、デジタル技術などに関して議論する予定。
- 食品の定義の見直し  
現在、スケジュール 22 「食品及び食品のクラス」の変更に関する意見を募集している。食品基準法の改正案は、最近変更されたオーストラリア農獣医薬局（APVMA）及びコーデックス規格の定義にこのスケジュールを整合させることを目的としている。

- 
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

### 1. プロシミドンの規制決定案

Procymidone proposed regulatory decision

9 May 2022

<https://apvma.gov.au/node/100281>

APVMA は、各種植物の真菌による病気の管理に使われるプロシミドンの規制案を公表した。2022年8月9日まで意見募集。規制案は以下を含む：

1. ブロードエーカー（4000 m<sup>2</sup>以上の政府の定める特定の使用目的の土地）園芸と観賞用植物業界にとっての安全で有効な防かび剤であり続ける
2. 有効成分認可を確認
3. 製品登録とラベル認可を変更・確認

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. 違反情報

● 包装された冷凍菓子が食品医薬品規則に違反

Prepackaged Frozen Confection not in compliance with Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations

Thursday April 21, 2022

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20220421\\_9439.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20220421_9439.html)

タイ産冷凍菓子のサンプルから検出された、着色料として許可されているカルモイシン（アズルビン）が製品の食品ラベルに表示されていなかった。

---

● 韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2022.4.15～2022.4.21

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_100/view.do?seq=43258](https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43258)

- 2022.4.8～2022.4.14

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_100/view.do?seq=43257](https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43257)

2. 国民の健康を守る「食品衛生法」還暦迎える

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46324](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46324)

食品医薬品安全処は「食品衛生法」制定 60 周年\*を迎え、我が国の食品安全政策と食品産業発展の歴史が盛り込まれた「食品衛生法」の変遷史を紹介する。

\* 「食品衛生法」制定（1962.1.20.）、施行（1962.4.21.）

政府は「食品安全が国民健康に必須」と認識して、国家規模で食品の安全管理をするために 1962 年「食品衛生法」を制定した。最初の法令は当時様々な法規に分散していた食品の基準・規格、有害食品販売禁止、虚偽表示禁止などの内容で構成された。以後「食品衛生法」は食品安全レベル向上のために販売業者の責任強化と消費者の参加拡大などの内容を入れた二度の全面改正\*で質的・量的な成長を遂げた。

\* 1 次全改正（'85.5.10.）、2 次全改正（'09.2.6）

特に国際基準と調和させつつ国民の安全に直結する規制は強化する一方で、食品製造・流通環境の変化による規制の実効性を高める方向に改正してきた。

過去 60 年間「食品衛生法」の歩みは次の通りである。

< 時期別、食品安全政策の主な改正事項 >

#### ① 食品衛生の策定期 1960 年代

当時は 6.25 戦争後で生計維持に汲々し業界の食品衛生意識レベルも低かった時期で、1962 年「食品衛生法」が制定・施行された後に発生した「廃容器缶詰製造事件\*」は、最初に法を適用した事例として記録された。

\* 「缶詰業界にメス、捨てた空缶をいい加減に使う」（東亜日報、'62.5.19）

#### ② 国際レベルの食品安全管理の基盤構築 1970 年代

「食品衛生法」が制定されて 10 年が過ぎた 1970 年代に、政府は国際組織である「国際食品規格委員会（CODEX）\*」に加盟して「優秀食品指定規定\*\*」を導入するなど食品安全管理システムを補強した。

\* 消費者の健康保護と公正な食品取引のために食品の国際規格を設定する国際組織

\*\* SF（Superior Food）食品導入（優秀食品指定制、'70.11.11）

#### ③ 食品販売業者の責任を強化 1980 年代

政府は 1988 年ソウルオリンピック開催に合わせて食品衛生レベルを高めるため、販売業者の責任を強化\*する内容で「食品衛生法」を 1 次全改正（'85.5.10）した。

\* 自主品質検査義務の新設、販売業者の遵守事項導入、食品衛生団体制度導入、民間検査機関を食品衛生検査機関に指定、食品接客業者衛生等級制導入、事前衛生教育制導入など

#### ④ 食品安全業務専門担当機関である食品医薬品安全処が発足 1998 年

世界貿易機関（WTO）が発足（'95 年）し、我が国が経済協力開発機構（OECD）に加盟（'96 年）し、政府は食品安全管理機能の専門性を強化した。これにより 1998 年食品業務を専門に担当する「食品医薬品安全処」を発足して事前予防的管理システムである食品安全管理認証基準（HACCP）\*制度を導入した。

\* 食品の原料・製造・加工・流通のすべての過程で食品が汚染されることを防止するために、



各過程の危害要因を同定して重点管理する基準

また自主回収規定を新設して、衛生上の懸念や品質不良などがある場合、販売業者が自ら問題製品を回収するようにした。

#### ⑤ 食品安全政策を消費者中心に転換 2000 年代

国民所得レベルが向上して食品安全に対する国民の関心が増加し、食品安全政策が販売業者中心から消費者中心に転換された。これにより政府は食中毒事故の迅速対応のために食中毒の定義と食中毒発生時に医師などの報告義務（'03 年）を新設した。同時に消費者とともに食中毒の実現化のために「消費者衛生点検報告制度」、「食品などの異物報告制度」も新設された。

また、食品有害事件に対する処罰強化のための「不当利得還収制\*」と「メラミンなど有毒・有害物質検出時の輸入・販売禁止」などを主な内容で「食品衛生法」を 2 次全改正（'09.2.6）した。

\* 危険食品の販売などで経済的利益を得た販売業者に対して、当該食品などの小売価格に相当する金額を課徴金で賦課

一方、国民の健康に対する関心の高まりにより健康食品市場が活性化しても、健康機能食品の安全性・機能性を評価して流通秩序を管理できるように「健康機能食品に関する法律」を制定（'02.8.26）した。同時に、子供に安全で栄養価の高い食品を供給するための「子供食生活安全管理特別法」も制定（'08.3.31）し、専門的な食品安全管理の根拠を用意した。

#### ⑥ グローバル時代、輸入食品の安全管理を強調 2010 年代

国家間自由貿易協定（FTA）締結（'04）を皮切りに、我が国への食品輸入の増加に伴い、輸入者の輸入食品に関する責任意識を強化して輸入食品の安全性を確保するために法令を改正\*した。

\* 検査命令制（'11 年）、輸入食品申告代行者制度導入、海外製造所実体調査制度（'13 年）

さらに、輸入量の急増による輸入食品の安全管理システム強化のために、各法律に分散された輸入食品関連条項を統合し「輸入食品安全管理特別法」を制定（'15.2.3）した。

また、慢性的な違法行為根絶のために重大なリスクをもたらす常習的食品事犯に対して最小 1 年以上の実刑が宣告されるように刑量下制限を適用し不良食品で得た不当利得は最大 10 倍まで還収するようにした。同時に正確な食品検査行政が成り立つように「食品再検査制度（'14）」を整備して、消費者権利強化のために「遺伝子組換え食品表示制度（'16）」を新設した。

一方、国民に正確な情報を提供し、販売業者が不当な表示・広告行為を禁止するように「食品等の表示・広告に関する法律」を制定（'18.3.13）した。

#### < 民間の食品安全管理能力強化のための主な改正事項 >

我が国はこれまで販売業者に対する規制を強化する方向で食品衛生政策を強化する一方、自律と責任に基づいた民間の食品安全管理能力を拡大するための政策の方向を「食品衛生法」に反映してきている。主な改正事項では、▲食品販売許可制の申告制の転換\*（'99 年）、

▲フードトラックを利用した食品調理・販売許可（'14年）、▲飲食店のショップ・イン・ショップ許可（'16年）、▲一人の販売員が複数の製菓店を運営する場合、調理場共同利用許可（'19年）、▲業者被害防止のための自家品質検査再検査制度導入（'21年）などがある。

\* 販売許可：許可制（'62）→申告制（'99）→食品製造・加工業など登録制（'12）

特に COVID-19 による販売業者の経済的困難を緩和するために、飲食店屋外営業の許容（'20年）と共有キッチン\*など法的に運営できるように業種を新設（'20年）した。

\* 営業に必要な調理施設を備えた 1 つのキッチンを 2 人以上の販売業者が共に使えるように許可された空間

食薬処は今後も時代的状況と経済社会的条件により食品安全と関連が少ない規制は改善して、国民の権益と健康を保護するための食品安全管理体系を合理的に整備するなど「食品衛生法」が発展していけるように持続的に努力する。

<添付>

1. 「食品衛生法」 設定・改正現況
2. 年代別食品衛生主要政策
3. 記事と写真で調べる「食品衛生法」半世紀

### 3. 健康をプレゼントする、ナトリウム・糖類減らしたおいしいレシピ提案

食生活栄養安全政策課 2022-04-21

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46323](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46323)

食品医薬品安全処は、家庭で健康的な食生活を実践できるように、ナトリウムと糖類を減らしたおいしい食卓メニューを入れた「私たちの体が願うおいしい食卓」10周年記念特別版を発刊した。

食薬処は低糖・低塩食に対する関心が高まることにより、健康的なレシピを提供するため「私たちの体が願うおいしい食卓」料理パンフレットを2012年から毎年発刊しており、今年発刊10回目を迎えて10周年記念で用意した。特別版には、2021年のナトリウム・糖類低減料理コンテストで選ばれた40個のおいしい料理メニューと、過去1~9冊に収録されたメニューの中から20個の人気料理メニューを選定した。

また、▲材料準備と調理過程、▲ナトリウム・糖類を減らす調理要領、▲熱量、炭水化物、タンパク質、脂肪、ナトリウムなどメニュー別栄養成分分析資料、▲メニュー組み合わせによる一食のおすすめなどが含まれる。

食薬処は2012年から今回発刊する特別版までを食品安全全国ホームページとインターネット（教保文庫）で無料提供している。

<添付>

1. 私たちの体が願うおいしい食卓10周年特別版
2. 食品安全全国（ナトリウム糖類減らしたレシピ）

### 4. COVID-19 予防・治療広告、食品・医薬品オンライン購入してはいけません！

サイバー調査チーム 2022-04-15

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46310](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46310)

食品医薬品安全処は、COVID-19 予防・治療効果がある食品だと不当広告・販売したり、オンラインで販売してはいけない医薬品・自宅検査キットなどをオンラインで違法販売したホームページ 439 件を摘発して迅速に接続停止などの措置をした。

今回の点検は COVID-19 関連予防・治療製品に対する需要が増加するにより、国民の健康に対して有害な影響の懸念があるオンライン上の不法広告・販売行為を阻止して、消費者被害を予防するために実施した。点検の結果、▲食品関連 101 件、▲医薬品関連 251 件、▲医療機器（自宅検査キット）関連 87 件を摘発した。

【食品関連】COVID-19、風邪などの病気予防・治療効果などを広告・販売した掲示物 101 件を摘発して接続停止、行政処分依頼措置した。主な摘発類型は、▲病気予防・治療広告 (96 件)、▲消費者欺瞞広告 (2 件)、▲医薬品誤認・混同広告 (1 件)、▲健康機能食品誤認・混同広告 (1 件)、▲偽・誇大広告 (1 件) である。

<添付> 主な摘発事例

## 5. 「鹿胎盤幹細胞」関連、オンライン違法行為の点検結果

サイバー調査チーム 2022-04-14

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46306](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46306)

食品医薬品安全処は、食品原料として使用できない「鹿胎盤幹細胞」を使ったように広告を出して消費者を惑わすオンライン掲示物を集中点検した結果、「食品等の表示・広告に関する法律」を違反した掲示物 136 件と「輸入食品安全管理特別法」を違反した 4 業者を摘発して、放送通信審議委員会などに掲示物停止と管轄行政機関に行政処分などを要請した。

今回の点検は、食品などに「鹿胎盤」原料を使ったが「鹿胎盤幹細胞」を使ったと偽広告をし、病気予防・治療に効能・効果があることなど不当広告する事例があり消費者被害を予防するために実施した。

※ 動物胎盤（鹿、牛、豚、羊、馬、ウサギ、ロバ）は食品原料として使用可能だが、「鹿胎盤幹細胞」は「食品基準及び規格」の原料リストに登録されておらず、安全性・健全性が立証されていないため食品原料として使用不可

<添付> 不当広告の主な事例

\* 関連情報

消費者庁：連鎖販売業者【リーウェイジャパン株式会社】に対する行政処分について

2021年08月03日

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025106/>

## 6. 輸入農産物使用農薬のリスク評価安全情報を公開

残留物質課 2022-04-14

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46304](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46304)

食品医薬品安全処、食品医薬品安全評価院は、輸入農産物に使用されるエチプロール Ethiprole (殺虫剤)、ニトラピリン Nitrapyrin (殺菌剤) など 2 種の農薬に対して、一日摂取許容量 (ADI) を設定した農薬一日摂取許容量設定報告書を「残留物質情報」 ホームページに公開した。

食薬処は設定された農薬の一日摂取許容量を活用して残留許容基準を設定\*し、これに伴い該当農薬を使用した農産物の輸入が可能になる。

\* エチプロール (mg/kg / '21.9.30) : 大豆 0.05、コーヒー豆 0.07

\* ニトラピリン (mg/kg / '22.1.27) : モロコシ/トウモロコシ 0.1、小麦 0.5、ジャガイモ 0.6

## 7. ニコチン酸の過剰摂取予防のために使用対象を制限

添加物基準課 2022-04-13

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46303](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46303)

食品医薬品安全処は、ビタミン B3 の一種であるニコチン酸\*の使用対象食品を制限する内容を主な枠組みとする「食品添加物の基準及び規格」告示一部改正案を 4 月 13 日行政予告する。

\* 栄養強化剤として使用されるニコチン酸は、ビタミン B3 の一種として欠乏時に皮膚炎などを起こすことがある栄養成分で、過剰摂取すると発熱、胃腸障害などの副作用を発生

今回の改正案は食品製造に使用される食品添加物の使用基準を強化し、より安全な食品消費環境を作り、消費者の好みに合う食品を製造するために必要な様々な食品添加物の使用を可能にするために設けた。改正案の主な内容は、①ニコチン酸の使用対象制限、②様々な腸溶性健康機能食品を作るために必要な食品添加物の追加認定、③液状健康機能食品を精製・カプセルで製造できるようにケイ酸カルシウムの使用許可、④乳幼児用食品に使用できるアミノ酸 11 種追加、⑤甘味料で使用されるステビオール配糖体物質の追加認定など。

① ニコチン酸が食品添加物で過剰摂取される事例を防止するため、従来は食肉、魚介類を除くすべての食品に使用可能であったものを、特殊栄養食品、特殊医療用途食品、健康機能食品、栄養強化小麦粉にのみ使用対象を制限する。

\* 特殊栄養食品などは栄養成分の供給を目的に製造される食品であり、食品公典などで使用量を制限して過剰使用を防止することができる

現在、ニコチン酸は個別の使用量制限なしに栄養学的・技術的効果のために最小量を使用するように規定しているが、最近ニコチン酸が過量添加された製品を摂取して副作用が発生する事例\*があり、使用対象制限の必要性が提起された。

\* ('14 年) ニコチン酸過剰 「サンシュユ製品」 摂取で副作用事例発生、('19 年) ニコチン酸過量含有疑い製品国民請願検査結果、3 業者 6 製品回収

参考に、ニコチン酸使用対象食品以外にニコチン酸を添加しなければならない場合には、ニコチン酸と同じ役割をするが副作用がないニコチン酸アミドに変えて使用することができ、食品製造に特別な影響を与えないとみられる。

② 腸溶性健康機能食品製造のために腸溶性基剤\*であるフタル酸ヒドロキシプロピルメ

チルセルロースを新規食品添加物と認定する。

\* 胃で分解されず腸で分解される特性を有し、プロバイオティクスのように腸で作用すべき健康機能食品の製造に活用

従来は腸溶性基剤としてシェラック\*しか使用できなかったが、フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロースを新規認定することで、より多様な腸溶性健康機能食品を作ることができるようになる。

\* 主に健康機能食品のカプセルなどをコーティングするのに利用する食品添加物として、胃液と同じ酸性に溶けず中性に溶解する特性で腸溶性製品に使用可能

③ EPA・DHA 含有油脂など液状健康機能食品原料を錠剤 (tablet) など固体形態で製造できるようにケイ酸カルシウムの使用を許可する。

ケイ酸カルシウムは液体吸収率が優れていて、液状形態の健康機能食品を保管・摂取が便利になるように固体形態の錠剤・カプセル製品で製造することを容易にする。

④ タンパク質の消化が困難又はアレルギーがある乳幼児のために乳幼児用食品に使用可能なアミノ酸 11 種を国際基準と同一\*のレベルで追加して、既に使用が許可されているアミノ酸 11 種とともに、今後は合計 22 種が乳幼児用食品で使用可能になる。

\* CODEX では乳幼児用食品にアミノ酸 22 種を許可

⑤ 甘味料として使用されているステビオール配糖体の甘さを改善するために、ステビオール配糖体の構成成分をレバウジオシド A など 9 種にレバウジオシド M など 4 種\*を追加して 13 種に拡大する。

\* レバウジオシド M などは既存構成物質に比べて苦味及びアクが少なく、甘みの強度及び持続時間を増加することができる

<添付> 「食品添加物の基準及び規格」告示一部改正案の主な内容

## 8. 食薬処次長、子供嗜好食品の品質認証拡大のためにコミュニケーション強化

食生活栄養安全政策課 2022-04-12

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=46301](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46301)

食品医薬品安全処次長は、キャンディ・菓子・氷菓など子供たちが好んで食べる子供嗜好食品を生産するロッテ製菓の製造工場を訪問して、子供嗜好食品の安全・栄養管理現況を直接見て現場の声を聞いた。

<添付> 子供嗜好食品の品質認証制度案内 (カードニュース)

---

● シンガポール食品庁 (SFA : Singapore Food Agency) <https://www.sfa.gov.sg/>

### 1. ライセンス前検査 : テクノロジーでビジネスを加速する

Pre-licensing Inspections: Speeding Business Up with Technology

28 Apr 2022

<https://www.sfa.gov.sg/food-for-thought/article/detail/pre-licensing-inspections-speeding-business-up-with-technology>

SFA（シンガポール食品庁）のテクノロジーを活用し、食品施設事業者の早期営業開始を支援するライセンス前検査について紹介。

2018年と2019年に実施されたライセンス前検査の分析に基づき、SFAは90%以上の申請者が検査中に要件を遵守していることを確認した。このうち、半数以上がスナックカウンターやベーカリーなど、食品安全上のリスクが低い食品施設であった。そのため、これらのカテゴリーでライセンスを申請する申請者は、写真と申告書を提出し、ライセンスの要件を満たしていることを示すことで、ライセンス前検査を完了することができるようにした。食品を大量に扱うケータリングやレストランなど、食品安全上のリスクが高い可能性のある食品施設に対しては、申請者がレイアウトプランを提出し、SFAの担当者がバーチャルに施設を見回るバーチャル検査プロトコルを開発した。

2020年9月から2021年4月にかけて、約660件の申請について新しいプロセスの有効性を検証した結果、2022年1月からこの検査体制が完全に実施された。この新しいプロセスへの対応を支援するため、SFAは申請プロセスの丁寧なユーザーガイドを公表する予定である。

---

● シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority）

<https://www.hsa.gov.sg/>

1. HSA 警告：「AK-II Phenomenal King」と「Premium Pro S Flash」に高濃度の強力な医薬品成分が検出された

HSA Alert: 'AK-II Phenomenal King' and 'Premium Pro S Flash' Found to Contain High Levels of Potent Medicinal Ingredients

27 Apr 2022

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/press-release/alert-akiiandpremiumproflash>

シンガポール保健科学庁（HSA）は、オンライン販売されている2つの製品を購入、摂取しないよう一般市民に注意を促す。HSAの分析によると、これらの製品から、消費者に深刻な有害事象を引き起こす可能性のある強力な医薬品成分が高濃度で検出された。2製品とは、「AK-II Phenomenal King」（タダラフィル成分含有）と「Premium Pro S Flash」（シブトラミン成分含有）。

これらは国内 e-コマースとソーシャルメディアプラットフォームで販売されていて、HSAはプラットフォーム管理者と協力して問題のリストを削除し販売者に警告した。

「AK-II Phenomenal King」は、オンライン上で、性機能増強のための天然製品として販売され、「動物成分・刺激性・副作用なし」と表示があった。HSAがこの製品を検査した

ところ、勃起不全の治療に用いられる処方薬で、医師の監督下でのみ投与されるべきタダラフィルが、通常の 60 倍以上含まれていることが判明した。

また、HSA は「Premium Pro S Flash」を使用した後、頻脈、不眠、吐き気を経験した消費者からのフィードバックを受け、製品を検査したところ、高濃度のシブトラミンを検出した。「Premium Pro S Flash」は、紅参、レッドセージ、野生のヤムなどの天然成分を含む減量製品として、また「Flash Slim」の新バージョンとして宣伝されていた。

「Flash Slim」は、HSA が検査でシブトラミンを含むことを確認し、2021 年 3 月に注意喚起した異物混入品であった。「Premium Pro S Flash」もピンク又は白いカプセルとして販売され、両方のカプセルを個別に服用すべきか一緒に服用すべきかについて明確な指示がなかった。服用方法に関する適切な指示の欠如、製造情報の欠如及び誤解を招くような販売上の表示は、この製品が信頼できる供給元から販売されていないことを示す。

PDF に製品の写真あり。( [https://www.hsa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/pr\\_akii-and-premium-pro-s-flashf4f8a08238a348268a24a5f751237873.pdf](https://www.hsa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/pr_akii-and-premium-pro-s-flashf4f8a08238a348268a24a5f751237873.pdf) )

---

## ● その他

### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- ・ 米国農務省食品安全検査局(USDA-FSIS)、「ダイオキシン 2018 年度調査：米国内の食肉及び家きん肉供給におけるダイオキシン類及びダイオキシン様化合物」を公表
- ・ 欧州連合(EU)、魚類及び塩中の水銀の最大レベルに関して欧州委員会規則(EC) No 1881/2006 の改正を官報で公表
- ・ 米国環境保護庁(EPA)、アントラキノンの再評価において次の段階に進むと公表
- ・ (これらは英語で、多分紹介していないと思うけれど、参考になるかな?)
- ・ ブラジル農牧供給省(MAPA)、動物用生物学的製剤製造に向けた動物実験免除を可能にする省令(Portaria)560 号を公表
- ・ メキシコ農業・農村開発省(SADER)、チワワ州のたまねぎ生産における安全プロトコルを公表
- ・ ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)、「植物療法薬及び薬用植物の利用にあたってのガイドライン」の発行を公表
- ・ スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、「食品及び飲料の成分改善等に関する連携計画合意事項の遵守状況の最終評価 2020 年」の予備調査報告書を公表
- ・ フランス経済・財務・復興省、リコール製品情報専用の公的ウェブサイト「RappelConso」が開設一周年を迎えたと報告
- ・ スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、科学委員会で承認された、カットフルーツの保存

及び特定の野菜洗浄用加工助剤の使用に関する 2 つの新しい報告書を公表

- ・ 中国国家市場監督管理総局、食品のサンプリング検査結果を公表(2022 年第 8 号)
- ・ 台湾衛生福利部食品薬物管理署、「食品薬品に関するうわさコーナー」において、おくら水の飲用による血糖値抑制効果に関する Q&A を紹介
- ・ 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品(2022 年 3 月分)を公表
- ・ ブラジル農牧供給省(MAPA)、法律(Lei)8,918 号(飲料法)の新規制案及び改定案に関する意見募集実施を発表
- ・ ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)、大統領令(Decreto)10.139/2019 に基づく連邦規則見直しプロセスによる、88 の規則改定または統合、及び 64 の規則制定法の廃止を発表

### **ProMED-mail**

- 原因不明の病気－米国（フロリダ）十代、混入飲料、中毒疑い、情報求む

Undiagnosed illness - USA: (FL) teenagers, spiked drink, poisoning susp, RFI

2022-04-28

<https://promedmail.org/promed-post/?id=8702898>

Date: Tue 26 Apr 2022 Source: Local 10 [edited]

2022 年 4 月、十代 6 人が軍のダンスパーティーに参加して救急車を呼んだ。1 人はけいれんをおこしショック状態であった。電話をした人が、飲み物から何らかの薬物を摂ったのではと述べている。原因はまだ同定されていない。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室